

# 長久手市地域防災計画

— 資料・様式編 —

長久手市防災会議



# 資 料 編



## 資 料 目 次

資料番号	名 称	資 料 ペ ー ジ
資料第 1	災害対策基本法における関係機関に関する規定	1
資料第 2	防災関係機関	4
資料第 3	主な防災関係機関及び連絡窓口	6
資料第 4	長久手市における過去の主な災害記録	11
資料第 5	雨量観測設備	14
資料第 6	現有消防力	15
資料第 7	現有通信設備	17
資料第 8	防災資機材及び備蓄品	18
資料第 9	長久手市避難場所選定基準	23
資料第 10	一時避難場所一覧表	25
資料第 11	避難所一覧表	26
資料第 12	防災上注意すべき自然的・社会的条件	29
資料第 13	土地区画整理事業一覧表	36
資料第 14	危険性物質等保有事業所	37
資料第 15	長久手市自主防災組織設置要綱	38
資料第 16	長久手市防災会議条例	40
資料第 17	長久手市防災会議運営要綱	42
資料第 18	長久手市災害対策本部条例	43
資料第 19	長久手市災害対策本部運営要綱	44
資料第 20	長久手市災害対策本部組織図	46
資料第 21	長久手市地震災害警戒本部条例	47
資料第 22	長久手市地震災害警戒本部運営要綱	48
資料第 23	長久手市地震災害警戒本部組織図	51
資料第 24	共用車・専用車一覧	52
資料第 25	業務車一覧	53
資料第 26	予警報の地域細分及び予報警報等の種類と発表基準	55
資料第 27	被害報告の伝達経路	59
資料第 28	非常緊急通話用電話	66
資料第 29	長久手市防災行政用無線局一覧表	67
資料第 30	災害救助法施行細則	68
資料第 31	災害救助法の適用基準	84
資料第 32	愛知県応急用米穀取扱要領	93
資料第 33	応急仮設住宅建設可能場所	105
資料第 34	長久手市建設業協会一覧表	106
資料第 35	ヘリコプター臨時離発着場	107

資料番号	名 称	資 料 ペ ー ジ
資料第 36	ヘリポート設置可能場所	109
資料第 37	災害派遣手当等の支給に関する条例	110
資料第 38	気象庁震度階級関連解説表	112
資料第 39	愛知中部水道企業団指定給水装置工事事業者一覧表	115
資料第 40	高層建築物	116
資料第 41	南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ	118
資料第 42	災害廃棄物仮置場予定地	119
資料第 43	長久手市内医療機関一覧表	120
資料第 44	救急医療機関連絡先一覧表	122
資料第 45	愛知県内広域消防相互応援協定書	123
資料第 46	一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	128
資料第 47	愛知県防災ヘリコプター支援協定	133
資料第 48	鉄道災害時における安全対策に関する覚書	135
資料第 49	愛知県下高速道路における消防相互応援協定	137
資料第 50	災害協定一覧	139
資料第 51	長久手市被災者生活再建支援金交付要綱	143
資料第 52	公園西駅周辺地区の推定活断層	148
資料第 53	広報巡回経路図	149
資料第 54	緊急輸送道路図	150
資料第 55	サイレン設置場所	151

## 災害対策基本法における関係機関に関する規定

### 市町村長に関する規定

- 1 第 13 条第 1 項（中央防災会議の行う資料の提出等の対象となること。）
- 2 第 16 条第 6 項（市町村防災会議の会長に充てられること等）
- 3 第 21 条（地方防災会議等の行う協力等の要求の対象となること。）
- 4 第 23 条の 2 第 1 項（災害対策本部の設置）
- 5 第 23 条第 2 項（災害対策本部長に充てられること）
- 6 第 23 条第 6 項（災害対策本部長として教育委員会に対し指示すること）
- 7 第 29 条第 2 項（指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請）
- 8 第 30 条第 1 項及び第 2 項（都道府県知事に対し指定地方行政機関等の職員の派遣のあっせんを求めること。）
- 9 第 45 条（地方防災会議の会長が行う要請等及び報告要求等の対象となること。）
- 10 第 46 条第 2 項（法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならないこと。）
- 11 第 47 条（法令又は防災計画の定めるところにより、組織を整備しなければならないこと。）
- 12 第 48 条（法令又は防災計画の定めるところにより、防災訓練を行わなければならないこと。）
- 13 第 49 条（法令又は防災計画の定めるところにより、物資及び資材の備蓄等を行わなければならないこと。）
- 14 第 50 条第 2 項（法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならないこと。）
- 15 第 51 条（法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集等に努めなければならないこと。）
- 16 第 53 条第 1 項（市町村は被害状況等を報告すること。）
- 17 第 54 条第 4 項（地域防災計画の定めるところにより、気象庁等に通報すること。）
- 18 第 55 条（都道府県知事から通知等を受けること。）
- 19 第 56 条（警報の伝達及び警告をすること。）
- 20 第 57 条（通信設備の優先利用等）
- 21 第 58 条（出動命令等）
- 22 第 59 条（事前措置等）
- 23 第 60 条（避難指示等）
- 24 第 62 条第 1 項（応急措置）
- 25 第 63 条第 1 項（警戒区域設定権等）
- 26 第 64 条及び第 65 条（応急公用負担等）
- 27 第 67 条第 1 項（他の市町村の長等に対し応援を求めること及び他の市町村の長から応援を求められること。）
- 28 第 68 条第 1 項（都道府県知事に応援を求められること及び都道府県知事に災害応急対策の実施を要請することができること。）
- 29 第 72 条第 1 項（都道府県知事が行う指示の対象となること。）
- 30 第 77 条第 2 項（指定行政機関の長等から応急措置の実施を要請されること。）
- 31 第 79 条（通信設備の優先使用権）
- 32 第 80 条第 2 項（指定公共機関等から応援を求められること。）
- 33 第 87 条（法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施すること。）

指定地方行政機関に関する規定

- 1 第2条第4号（指定地方行政機関の定義）
- 2 第2条第9項（指定地方行政機関から委任された事務について、防災業務計画を作成すること。）
- 3 第3条第3項（所掌事務の遂行にあたって相互に協力しなければならないこと。）
- 4 第3条第4項（地方公共団体の防災計画の作成等が円滑にされるよう、勧告、指導、助言等を行うこと。）
- 5 第13条第1項（中央防災会議の資料提出要求の対象となること。）
- 6 第15条第5項第1号（長等が都道府県防災会議の委員となること。）
- 7 第15条第7項（職員が都道府県防災会議専門委員となりうること。）
- 8 第21条（地方防災会議の資料、情報提供の要求等の対象となりうること。）
- 9 第25条第5項（長等が非常災害対策本部員等となりうること。）
- 10 第26条第2号（非常災害対策本部の行う災害応急対策の総合調整に関すること。）
- 11 第28条第2項（非常災害対策本部長の行う、指示の対象となりうること。）
- 12 第29条第1項（職員が都道府県知事又は市町村長等の職員派遣の要請の対象となりうること。）
- 13 第30条第1項及び第2項（職員が都道府県知事等の職員の派遣あつせんの対象となること。）
- 14 第31条（都道府県知事等及び市町村長等から職員の派遣の要請等を受けて職員を派遣しなければならないこと。）
- 15 第32条第2項（都道府県又は市町村への派遣職員の身分を政令で定められること。）
- 16 第33条（派遣職員関係資料を内閣総理大臣に提出し、都道府県知事等と相互に交換すること。）
- 17 第40条第2項第1号（指定地方調整機関の処理すべき事務について、都道府県地域防災計画に定めるものであること。）
- 18 第45条（地方防災会議の会長が地域防災計画の実施推進のため行う要請等及び報告要求等の対象となること。）
- 19 第47条（法令又は防災計画の定めるところにより、防災組織を整備する等努めなければならない。）
- 20 第48条（法令又は防災計画の定めるところにより、防災訓練を行わなければならないこと。）
- 21 第49条（法令又は防災計画の定めるところにより、物資及び資材の備蓄等をしなければならないこと。）
- 22 第50条第2項（法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならないこと。）
- 23 第51条（法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集等に努めなければならないこと。）
- 24 第55条（都道府県知事の行う通知等の対象となること。）
- 25 第70条第3項（都道府県知事の行う、応急措置の実施の要請等の対象となること。）
- 26 第77条第1項（法令又は防災計画の定めるところにより、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じなければならないこと。）
- 27 第77条第2項（都道府県知事の応急措置の実施を要請等することができること。）
- 28 第78条（防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の保管収用等することができること。）
- 29 第79条（通信設備の優先使用权）
- 30 第80条第2項（指定公共機関及び指定地方公共機関から応援を求められること。）
- 31 第81条（公用令書の交付）
- 32 第87条（法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならないこと。）



## 指定地方公共機関に関する規定

- 1 第2条第6号（指定地方公共機関の定義）
- 2 第2条第9項（指定公共機関から委任された業務について、防災業務計画を作成すること。）
- 3 第3条第2項（国が行う総合調整等の対象となること。）
- 4 第4条第1項（都道府県が行う総合調整の対象となること。）
- 5 第6条第1項（指定地方公共機関の責務。）
- 6 第13条第1項（中央防災会議の行う資料の提出等の要求の対象となること。）
- 7 第14条第2項第4号（都道府県防災会議の行う連絡調整の対象となること。）
- 8 第15条第5項第7号（役員又は職員が愛知県防災会議の委員となること。）
- 9 第15条第7項（職員が愛知県防災会議の専門委員となること。）
- 10 第21条（地方防災会議の行う資料の提出等の要求の対象となること。）
- 11 第26条第2号第1項（非常災害対策本部の行う災害応急対策の総合調整に関すること。）
- 12 第28条第2項（非常災害対策本部長の行う指示の対象となること。）
- 13 第36条第3項（指定行政機関の行う資料の提出等の要求の対象となること。）
- 14 第39条第3項（指定公共機関の行う資料の提出等の要求の対象となること。）
- 15 第40条第2項第1号（指定地方公共機関の処理すべき事務について、愛知県地域防災計画に定めるものであること。）
- 16 第45条第1項及び第2項（愛知県防災会議の会長又はその協議会の代表者の行う要請等の対象となること。）
- 17 第46条第2項（指定地方公共機関は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。）
- 18 第47条第1項（指定地方公共機関は、法令又は防災計画の定めるところにより、必要な組織を整備する等努めなければならない。）
- 19 第50条第2項（指定地方公共機関は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならないこと。）
- 20 第51条（指定地方公共機関は、情報の収集等に努めなければならないこと。）
- 21 第55条（都道府県知事を行う通知等の対象となること。）
- 22 第70条第3項（都道府県知事を行う応急措置の実施の要請の対象となること。）
- 23 第77条第2項（指定行政機関の長及び指定行政機関の長を行う応急措置の実施の要請の対象となること。）
- 24 第80条第1項（指定地方公共機関は、法令又は防災計画の定めるところにより、及び指定地方公共機関から応援を求められること。）
- 25 第87条（指定地方公共機関は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。）
- 27 第108条第4項（緊急災害対策本部の行う総合調整の対象となること及び緊急災害対策本部長の行う指示の対象になること。）

## 災害対策基本法施行令

第7条第2項（都道府県防災会議の委員の属する機関の職員のうちから、都道府県防災会議の幹事については当該都道府県知事が任命すること。）

## 防 災 関 係 機 関

(1) 指定行政機関（平成 21 年 8 月 28 日 内閣府告示第 344 号）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 3 号の規定により、内閣総理大臣が指定する指定行政機関は、次のとおりとする。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省

(2) 指定地方行政機関（平成 19 年 10 月 1 日 内閣府告示第 634 号）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 4 号の規定により、内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関は、次のとおりとする。

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

(3) 指定公共機関（平成 20 年 6 月 24 日 内閣府告示第 240 号）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 5 号の規定により、内閣総理大臣の指定する指定公共機関は、次のとおりとする。

国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能指針機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、電力広域的運営推進機関、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジンクス株式会社、出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、ENEOS 株式会社、日本通運株式会社、

福山運輸株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、  
北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、  
東北電力ネットワーク株式会社、東京電力ホールディング株式会社、  
東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパート  
ナー株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力株式会社、  
中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株  
式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株  
式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社、株式会社 J E R A、電源開発  
株式会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI 株式会社、株式会社 N T T ドコモ、  
エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、  
ソフトバンク株式会社、輸入先・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、  
イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、  
株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、公益財団法人全日本トラック  
協会、一般社団法人全国建設業協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本建設業連合会、  
一般社団法人全国中小建設業協会

(4) 指定地方公共機関（平成 22 年 10 月 1 日愛知県告示第 573）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 6 号の規定に基づき指定地方公共機関として次の  
ように指定する。

愛知県土地改良事業団体連合会、愛知県尾張水害予防組合、名古屋港管理組合、中部瓦斯株式会社、  
犬山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県トラック協会、名古屋鉄道株式会社、  
近畿日本鉄道株式会社、豊橋鉄道株式会社、名古屋臨海高速鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社、  
株式会社中日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社読売新聞社、  
株式会社中部経済新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、  
社団法人共同通信社、中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、  
名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、株式会社エフエム愛知、株式会社 Z I P - F M、  
テレビ愛知株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社、公益社団法人愛知県医師会、  
一般社団法人愛知県歯科医師会、一般社団法人愛知県薬剤師会、公益社団法人愛知県看護協会、一般社  
団法人愛知県病院協会、一般社団法人愛知県エルピーガス協会、一般社団法人愛知県建設業協会、一般  
社団法人愛知県土木研究会

## 主な防災関係機関及び連絡窓口 (令和3年1月1日現在)

## (1) 指定地方行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地
名古屋地方気象台	防災グループ	(052) 751-5124	464-0039	名古屋市千種区日和町 2-18
東海農政局	企画調整室	(052) 201-7271	460-8516	名古屋市中三の丸 1-2-2
東海総合通信局	総務部総務課	(052) 971-9210	461-8795	名古屋市東区白壁 1-15-1

## (2) 自衛隊

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地
陸上自衛隊第10師団司令部	第3部防衛班	(052) 791-2191	463-0067	名古屋市守山区守山 3-12-1
陸上自衛隊第35普通科連隊	連隊本部第3科	(052) 791-2191	463-0067	名古屋市守山区守山 3-12-1

## (3) 指定公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東海支社ネットワーク部災害対策室	(052) 968-7938	461-8565	名古屋市東区東桜 1-1-10
日本赤十字社 愛知県支部	事業部救援・事業推進課	(052) 971-1591	461-8561	名古屋市東区白壁 1-50

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地
東 邦 ガ ス 株 式 会 社	総務部防災総務グループ	(052) 872-9681	456-8511	名古屋市熱田区桜田町 19-18
日 本 通 運 株 式 会 社 名 古 屋 支 店	総務健康担当	(052) 551-9851	450-0003	名古屋市中村区名駅南 4-12-17
中 部 電 力 株 式 会 社	本部防災グループ	(052) 951-8211	461-8680	名古屋市東区東新町 1
独立行政法人水資源機構 中 部 支 社	事業部水管理・防災課	(052) 231-7541	460-0001	名古屋市中区三の丸 1-2-1

(4) 指定地方公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地
愛知県土地改良事業団体連合会	総務部総務課	(052) 551-3611	451-0052	名古屋市西区栄生 1-18-25
株 式 会 社 中 日 新 聞 社	編成局	(052) 201-8811	460-8511	名古屋市中区三の丸 1-6-1
株 式 会 社 朝 日 新 聞 社 名 古 屋 本 社	統括センター	(052) 231-8131	460-8488	名古屋市中区栄 1-3-3
株 式 会 社 毎 日 新 聞 社 中 部 本 社	代表室総務グループ	(052) 564-1400	453-6109	名古屋市中村区平池 4-60-12
株 式 会 社 読 売 新 聞	中部支社編集センター	(052) 211-1151	460-8470	名古屋市中区栄 1-2-1
社 団 法 人 共 同 通 信 社 名 古 屋 支 社	編集部	(052) 211-2821	460-0001	名古屋市中区三の丸 1-6-1
株 式 会 社 C B C テ レ ビ	報道情報制作局報道部	(052) 241-8111	460-8405	名古屋市中区新栄 1-2-8
東 海 ラ ジ オ 放 送 株 式 会 社	報道制作局第二制作部	(052) 951-2525	461-8503	名古屋市東区東桜 1-14-27

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地
東海テレビ放送株式会社	報道部	(052) 951-2511	461-8501	名古屋市東区東桜 1-14-27
名古屋テレビ放送株式会社	ニュース情報センター	(052) 331-8111	460-8311	名古屋市中区橋 2-10-1
中京テレビ放送株式会社	報道局	(052) 588-4571	453-0872	名古屋市中村区平池 4-60-11
株式会社エフエム愛知	編成局制作部	(052) 263-5141	460-8388	名古屋市中区千代田 2-15-18
テレビ愛知株式会社	報道情報グループ	(052) 203-0250	460-8325	名古屋市中区大須 2-4-8
株式会社ZIP-FM	編成局編成制作部	(052) 972-0778	460-0807	名古屋市中区丸の内 3-20-17
愛知県道路公社	事業部事業課	(052) 961-1621	460-0002	名古屋市中区丸の内 3-19-30
社団法人愛知県医師会	医療業務部第1課	(052) 241-4136	460-0008	名古屋市中区栄 4-14-28

(5) 愛知県及び市町村

[愛 知 県]

機 関 名	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地
愛 知 県 庁	(052) 961-2111 (代表)	460-8501	名古屋市中区三の丸 3-1-2
愛知県庁 (防災安全局長)	(052) 954-6152	460-8501	名古屋市中区三の丸 3-1-2
愛知県災害対策本部災害情報センター	(052) 971-7104/7105 (052) 971-7106 (FAX)	460-8501	名古屋市中区三の丸 3-1-2
尾 張 県 民 事 務 所	(052) 961-7211 (052) 961-1474 (直通)	460-8512	名古屋市中区三の丸 2-6-1 愛知県三の丸庁舎内

機 関 名	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地
瀬 戸 保 健 所	(0561) 82-2196	489-0808	瀬戸市見付町 38-1
尾 張 農 林 水 産 事 務 所	(052) 961-7211	460-0001	名古屋市中区三の丸 2-6-1 愛知県三の丸庁舎内
尾 張 建 設 事 務 所	(052) 961-7211	460-0001	名古屋市中区三の丸 2-6-1 愛知県三の丸庁舎内
愛 知 警 察 署	(0561) 39-0110	470-0155	愛知郡東郷町白鳥 2-1-8

[市 町 村]

機 関 名	連 絡 窓 口	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地
名 古 屋 市 役 所	防災危機管理局危機対策室危機対策係	(052) 972-3522	460-8508	名古屋市中区三の丸 3-1-1
瀬 戸 市 役 所	市長直轄組織危機管理課	(0561) 88-2600	489-8701	瀬戸市追分町 64- 1
豊 田 市 役 所	地域振興部防災対策課	(0565) 34-6750	471-8501	豊田市西町 3-60
尾 張 旭 市 役 所	総務部災害対策室災害対策係	(0561) 76-8127	488-8666	尾張旭市東大道町原田 2600-1
日 進 市 役 所	生活安全部防災交通課危機管理係	(0561) 73-3279	470-0192	日進市蟹甲町池下 268
東 郷 町 役 場	総務部安全安心課安全防災係	(0561) 56-0719	470-0198	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1

(6) 消防機関

機 関 名	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地
名 古 屋 市 消 防 局	(052) 912-3504	460-8508	名古屋市中区三の丸 3-1-1

機 関 名	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地
名古屋市消防局防災司令センター	(052) 961-0119	460-8508	名古屋市中区三の丸 3-1-1
瀬戸市消防本部	(0561) 85-0119	489-0983	瀬戸市苗場町 101
豊田市消防本部	(0565) 35-0119	471-0879	豊田市長興寺 5-17-1
尾張旭市消防本部	(0561) 51-0119	488-0802	尾張旭市東大道町曾我廻間 2301-1
尾三消防本部	(0561) 38-0119	470-0151	愛知郡東郷町大字諸輪字曙 18

(7) その他の機関

機 関 名	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地
中部電力パワーグリッド株式会社 旭名東営業所	0120-929-265	488-0823	尾張旭市庄南町 2-1-10
東邦ガス株式会社 日進営業所	(0570) 78-3987	464-8721	日進市浅田町笹原 8-1
一般社団法人名古屋市医師会	(052) 937-7801	461-0004	名古屋市東区葵 1-4-38 (名古屋市医師会館内)
一般社団法人愛知医科大学医師会	(0561) 62-3311	480-1195	長久手市岩作雁又 1-1 (愛知医科大学病院内)



## 長久手市における過去の主な災害記録

年 月 日	気象現象 の 種 類	災 害 の 種 類	最大風速 m / s	総 雨 量 (mm)	日 雨 量		被 害 状 況
					日	mm	
S34 9. 26 ～27	台 風 (伊勢湾台風)	風水害	SSE 37		26 ～ 27	100 ～ 150	全壊家屋 158 戸、半壊 家屋 213 戸、被害家屋 630 戸、死者 5 人、重傷 6 人、軽傷 27 人
S39 9. 24 ～25	台 風	家 屋 浸 水	SSE 34		24	52	家屋浸水、電信施設の 被害
S40 9. 10	台 風	風水害	SSE 21				風害
S40 9. 17	台 風	風水害	N 17	200			浸水
S42 7. 8 ～10	豪 雨	水 害			9	100	堤防決壊 1 ヶ所、道路 損壊 2 ヶ所、非住家被 害 1 棟
S42 10. 27 ～28	台 風	風水害	NW 12. 8	145. 7	28	100	家屋浸水
S43 8. 25 ～29	台 風	風水害	SSE 15. 7	200 ～300			小河川氾濫 浸水
S45 1. 30 ～2. 2	強風雨	風水害	SE 13. 5	32. 5			農作物に損害 ビニールハウスに被害
S45 6. 14 ～16	大 雨	水 害		195	14 15 16	31 138 26	床事浸水 2 戸、非住家 被害 1 棟、青少年公園 施設破損
S45 7. 29 ～30	集 中 豪 雨	水 害		189. 5	29 30	8. 5 181	床下浸水 200 戸、橋りよ う 1 ヶ所、河川 3 ヶ所、 砂防 1 ヶ所
S46 8. 30 ～31	台 風	風水害	25	303	30 31	170 133	床下浸水 40 戸、河川 10 ヶ所
S46 9. 26	台 風	水 害			26	121	堤防の破損、床下浸水 40 ヶ所、河川 1 ヶ所
S47 7. 10 ～15	台 風	風水害		247. 5			河川 3 ヶ所、砂防 3 ヶ 所、道路 1 ヶ所

年月日	気象現象の種類	災害の種類	最大風速 m/s	総雨量 (mm)	日雨量		被害状況
					日	mm	
S47 9.16 ～17	台風	風水害	33				全壊家屋1棟、一部破損2棟、非住宅全壊2棟
S50 7.3 ～4	大雨	水害		585			床下浸水29戸、河川5ヶ所、砂防1ヶ所、道路1ヶ所
S50 8.22 ～24	台風	風水害	20	139			崖くずれ、中小河川氾濫の多発
S51 5.25	大雨	水害		124.5	25	124.5	用水路が損害
S51 9.8 ～14	台風	風水害	50	343	9	100	床下浸水5戸、河川9ヶ所、砂防2ヶ所、道路1ヶ所
S53 6.22 ～23	大雨	水害		73			土木施設に被害
S54 6.27 ～7.2	大雨	水害		253.5			土木施設に被害、河川1ヶ所、砂防1所、道路2ヶ所
S54 9.24 ～25	台風	水害		54.5			床下浸水20戸
S54 9.28 ～10.1	台風	風水害	36.4	68.5			負傷者1人 風倒木
S54 10.19	台風	風水害	23.5		19	83	床下浸水1戸、河川1ヶ所、建物の一部破損、水陸稲被害
S58 9.28	台風	風水害		125.5			床上浸水5棟、床下浸水52棟、家屋損壊2棟、河川4ヶ所、道路5ヶ所
S60 6.30	台風	水害			30	61	河岸崩壊
H12 9.11 ～12	豪雨 (東海豪雨)	水害		499	11 12	378 121	床上浸水3棟、床下浸水15棟、田冠水4ha、文教施設床上浸水1棟、道路破損3箇所、道路冠水11箇所、道路交通不能4箇所、橋りょう陥落1箇所、河川のり面崩壊19箇所、工場内冠水1棟、作業場冠水1棟

年月日	気象現象の種類	災害の種類	最大風速 m/s	総雨量 (mm)	日雨量		被害状況
					日	mm	
H23.9.19 ～21	台風 (台風15号)	水害	21.1	350.0	19 20 21	31.0 288.0 31.0	床上浸水1棟、床下浸水6棟、土砂崩れ1箇所、法面崩壊18箇所、道路破損4箇所、道路冠水20箇所、道路交通不能2箇所、河川のり面崩壊1箇所
H30.9.4 ～5	台風 (台風21号)	風水害	37.4	47.5	4 5	46.5 1.0	倒木41箇所

## 雨 量 観 測 設 備

設 置	設 置 場 所	備 考
地 震 計	長久手市岩作城の内 60 番地 1 (長久手市役所)	
気 象 計	長久手市岩作城の内 60 番地 1 (長久手市役所)	

## 現 有 消 防 力

## 1 消防団保有の消防力

(令和 3 年 1 月 1 日現在)

区 分		消 防 団
人 数		125 人
車	普 通 消 防 ポ ン プ 自 動 車	4 台
	可 搬 消 防 ポ ン プ 積 載 車	4 台
	広 報 車	1 台
	そ の 他	1 台
両		
	計	10 台
無 線 電 話		
	陸 上 移 動 局	20

## 2 消防水利

水 利	消 火 栓		383
	防 火 水 槽	40m <sup>3</sup> 以上	94
		うち耐震性貯水槽	24
		40m <sup>3</sup> 未満	4
	そ の 他		9

その他（プール）：各小学校 6 ヲ所、中学校 3 ヲ所

3 応援協定等

消防（水・火災）に関するもの	消防・救急に関するもの	他県市町村等との協定
	愛知県防災ヘリコプター支援協定	

## 現 有 通 信 設 備

## 1 愛知県防災行政用無線

(令和 3 年 1 月 1 日現在)

呼 出 名 称	種 別	設 置 場 所
ぼうさいながくてし	基 地 局	長久手市岩作城の内 60 番地 1 長久手市役所

## 2 長久手市防災行政用無線

呼 出 名 称	種 別	設 置 場 所
ぎょうせいながくて	基 地 局 (1) 陸上移動局 (27)	長久手市岩作城の内 60 番地 1 長久手市役所

## 4 携帯電話

4 台

## 5 衛星携帯電話

6 台

## 防災資機材及び備蓄品

## 1 水防用資機材（防災コンテナ備蓄資機材）

（令和 3 年 1 月 1 日現在）

品名	数量	品名	数量
かけや	2	たこ槌	2
のこぎり	39	つるはし	3
かま	27	スコップ	45
なた	23	一輪車	5



## 2 救助用資機材

(令和3年1月1日現在)

品名	数量
平担架	1
油圧ジャッキ	6
油圧スプレッダー	1
チェーンソー	6
鉄線カッター	3
ハンマー	3
携帯用破壊器具	1
防塵メガネ	6
救命胴衣	15
投光器	6
携帯無線機	9
発電機	3

3 応急給水用資機材

(令和3年1月1日現在)

給水用車載タンク				簡易飲料水容器		浄水装置	水中ポンプ	組立水槽等				ポリタンク
2.0 t	1.5 t	1.0 t	0.5 t	6 ℓ	10 ℓ	1.3 m <sup>3</sup> /h	0.12 m <sup>3</sup> /min	5.0 t	3.0 t	2.5 t	2.0 t	10 ℓ
		8	2	4,000		2					3	23

4 感染症対策用資機材

マスク	フェイスシールド	手袋	防護服	アルコール消毒液	非接触型体温計	段ボールベツト	パーティション	避難所用テント
個	個	組	枚	ℓ	個	台	組	個
52,400	1,250	4,000	1,020	258	50	100	100	108

## 5 生活必需物資・資機材等の備蓄

(令和3年1月1日現在)

品名	数量	品名	数量
ラジオ（電池&発電式）	13	ノーパンク自転車	23（内1台福祉課備蓄）
発動発電機（照明付き）	1	アルミベッド	123（内20台福祉課備蓄）
発動発電機（ガソリン燃料）	36（内2台福祉課備蓄）	ガソリン缶詰	124
発動発電機（カセット燃料）	24（内2台福祉課備蓄）	バルーン投光機	16（内2基福祉課備蓄）
照明器具（投光器）	3	防災毛布	2,693（内20枚福祉課備蓄）
照明器具（三脚付投光器）	75（内4台福祉課備蓄）	簡易寝袋（災害用Eバック）	1,500
照明器具 ストロングライト（36W）	27	トイレトペーパー	1,000
照明器具 ストロングライト（40W）	35	ガーゼ	2,000
照明器具 マルチライト スタンドセット	10	包帯	200
懐中電灯（発電式、電池式、強力、LED、ヘッドライト含む）	159	三角巾	750
避難所間仕切り（140, 180, 多機能型含む）	308	幅木	150
コードリール	40（内6個福祉課備蓄）	石鹸	200
石油ストーブ	22	ローソク	110
ハンドマイク（大）	3	ブルーシート	44
ハンドマイク（中）	17	上敷き（防災マット）	200
ハンドマイク（小）	8	上敷き（折り畳）	620
仮設トイレ	102	ライター（使い捨て）	30
簡易トイレ（ワンタッチトイレ）	51	タオル	1,680
ワンタッチトイレ用テント	33	テント（横幕付き、かんたん、ワンタッチ、プライベート）	18
救急担架（折りたたみ式）	38（内2台福祉課備蓄）	レスキュージャッキ	8
リヤカー（折りたたみ式）	14	ウォータータンク（※1,000ℓ）	6
車椅子	14	スコップ	45

ろ水機	2	ハンマー (大)	5
鉋	23	ボール	5
生理用ナプキン	5,600	鋸	39
紙おむつ (幼児用各種)	16,560	マスク	52,400
紙おむつ (大人用各種)	3,950	軍手	1,040
折りたたみキャリーカート	24	使い捨て手袋	4,300 (内 4,300 福祉課備蓄)

6 炊出し用資機材

(令和3年1月1日現在)

品名	数量	品名	数量
炊き出しセット (組立式)	32 (内 2セット 福祉課備蓄)	やかん (50)	48
カセットコンロ	66	缶切り	79
包丁	26	紙食器 (皿)	5,000
ずんどうなべ	2	箸	20,500
鍋 (300)	70	ポリバケツ	80

7 食料・飲料水の備蓄

(令和3年1月1日現在)

品名	数量	品名	数量
アルファー米 (アレルギー対応)	70,900 食 (51,300)	缶入りパン	10,392 食
米粉乾パン	192 食	ビスケット	5,280 食
パウチおかず	7,200 食	飲料水 (500ml)	40,515 本
粉ミルク	600 箱	レトルト食品	5,800 食
ビスコ	14,580 食	とん汁	3,580 食

## 長久手市避難場所選定基準

### 1 選定の原則

避難場所は、安全性を主眼に、誰でも分かり易く、広く、なるべく近隣の場所を選ぶとともに、市内における適正な配置に留意して選定する。

### 2 事前指定

避難場所は、市民への周知徹底を容易にするため、あらかじめ指定する。

### 3 避難場所の種類

#### (1) 避難所

##### ア 長期避難所

災害に際し、避難者を一定期間収容する施設をいう。

##### イ 一時避難所

災害に際し、避難者を一時的に収容する施設をいう。

##### ウ 福祉避難所

施設設備や機材、人材、物資等に関して、災害時要援護者に対し特別の配慮がされた施設をいう。

#### (2) 一時避難場所

災害に際し、避難者が一時的に避難して、火災の様子や周辺の被害の様子をうかがう場所をいう。

### 4 一時避難場所の選定基準

一時避難場所は、次の基準に該当するもののうちから選定する。

(1) 公園、緑地等の公共用空地で、火災による危険の少ない場所であること。

(2) 1人につき1平方メートルの面積を基準とし、50人以上収容できるもの。

### 5 避難所の選定基準

(1) 学校、保育園、体育施設等の既存の公共用建築物で耐震・耐火構造のもの。耐震構造については、昭和56年改正以降の建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法施行令（昭和25年政令第338号）における新耐震設計法の基準を満たす建築物であること。

#### (2) 収容面積

##### ア 長期避難所及び福祉避難所

1人につき3平方メートルの面積を基準とし、50人以上収容できるもの。

##### イ 一時避難所

1人につき1平方メートルの面積を基準とし、50人以上収容できるもの。

(3) 給水給食施設を有するもの若しくは急造し得るもの、又は比較的容易に搬送給食することができ、保健衛生上好ましい条件にあるもの。

(4) 付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

## 別表第 1

## 従来の設計法と新耐震設計法（新耐震基準）の違い

区 分	中地震に対する安全性	大地震に対する安全性
従来の設計法	構造計算で確認	余力に期待
新耐震設計法	構造計算で確認	構造計算で確認

## 別表第 2

## 新耐震設計法の基準

区 分	想定する地震	地震動の目安	加速度の目安	基 準
1 次設計	中地震	震度 V 弱	80～250gal	健全・弾性範囲
2 次設計	大地震	震度 VI 強～VII	250～400gal	倒壊せず・弾性又は塑性範囲

## 別表第 3

## 避難者一人当たり必要避難所最低面積

一人当たり必要最低面積	必要最低面積についての説明
1m <sup>2</sup> /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2m <sup>2</sup> /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3m <sup>2</sup> /人	避難所生活が長期化し荷物置き場を含めた占有面積

(出典：愛知県地域防災計画地震災害対策計画)

## 別表第 4

## 福祉避難所設置にあたっての整備・配慮の必要事項

施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内のバリアフリー化</li> <li>・スロープ、手すり、誘導装置の設置</li> <li>・障害者用トイレの設置</li> <li>・冷暖房設備の設置</li> </ul>
人的確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者への対応について、ノウハウがある人材の確保</li> </ul>
備品・消耗品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護用品、衛生用品、衣類、簡易ベッドの備蓄</li> <li>・医療品、紙おむつ、数日間における日常生活品用具の確保</li> <li>・内部疾患患者（腎機能障害等）に配慮した食料や飲料水の確保</li> <li>・簡易トイレ、マット、パーテーション、車イス、移動介助用品の確保</li> <li>・ハンドマイク、携帯ラジオ、簡易コンロ、懐中電灯、自家発電機、燃料の確保</li> <li>・情報関連機器（テレビ、電話等）</li> </ul> <p>※日用品、食料については、3日分を確保する。</p>

## 一時避難場所一覧表

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

No.	名 称	所 在 地	面積 (ha)
1	大 平 公 園	平池 601	0.27
2	仲 作 田 公 園	作田二丁目 1901	0.22
3	猪 洞 公 園	熊田 901	0.24
4	喜 婦 嶽 公 園	喜婦嶽 1601	0.17
5	山 越 公 園	砂子 401	0.20
6	戸 田 谷 公 園	戸田谷 701	0.20
7	長 配 公 園	長配二丁目 1801	0.25
8	中 川 原 公 園	上川原 11-1	0.22
9	上 川 原 公 園	段の上 501	0.19
10	草 掛 公 園	東原 70, 71	0.20
11	西 洞 公 園	久保山 2201	0.21
12	蟹 原 公 園	蟹原 501	0.20
13	段 ノ 上 公 園	段の上 1205	0.21
14	鴨 田 公 園	鴨田 1003	0.15
15	野 田 農 公 園	野田農 701	0.19
16	坊 ノ 後 公 園	坊の後 913	0.20
17	先 達 公 園	先達 209	0.16
18	仏 ケ 根 公 園	仏が根 601	0.20
19	東 浦 公 園	東浦 801	0.20
20	落 合 公 園	岩作落合 401	0.18
21	市が洞一丁目公園	市が洞一丁目 1201	0.20
22	市が洞二丁目公園	市が洞二丁目 1001	0.20
23	市が洞三丁目公園	市が洞三丁目 2301	0.20
24	片平一丁目公園	片平一丁目 1401	0.20
25	片平二丁目公園	片平二丁目 1205	0.20
26	丸 根 公 園	丸根 133-1、133-2	0.10
27	三 ケ 峯 公 園	岩作三ヶ峯 2-166	0.06
28	三ヶ峯第 2 公園	岩作三ヶ峯 19-1	0.37
29	前 熊 公 園	前熊前山 105	0.16
30	中 根 公 園	岩作中根 121	0.10
31	西 原 山 公 園	西原山 1-8、1-9、16-5、16-15、24-4、24-5	0.20
32	大 久 手 公 園	大久手 501	0.18
33	長久手中央 2 号公園	勝入塚 801	0.20
34	深 田 公 園	深田 601	0.22
35	横 道 公 園	横道 1201	0.22
36	下 山 公 園	下山	0.26
37	一ノ井 1 号公園	前熊一ノ井 1-941、86-1、87-1、91-2、143	0.34
38	一ノ井 2 号公園	前熊一ノ井 1-932	0.25
39	公園西駅 1 号公園	神門前 601、901、1001	0.78
40	公園西駅 2 号公園	石場 1501	0.25
41	後 山 公 園	桜作 501	1.00
42	血 の 池 公 園	城屋敷 410	1.00
43	原 邸 公 園	原邸 101	1.00
44	桧 ケ 根 公 園	坊の後 113	1.60
45	長 湫 南 部 公 園	根嶽 1102	2.00
46	杵 ケ 池 公 園	杵ヶ池 1001~1005	7.30
47	古 戦 場 公 園	武蔵塚 204	1.10
48	長湫中部 1 号緑地	鴨田 1001-1、1002-1	0.66

## 避 難 所 一 覧 表

	避 難 所 名 称	電 話 番 号	所 在 地	面 積 (㎡)	構 造
1	長 久 手 小 学 校	62-0002	岩作中繩手 40-1	1,073	SRC
2	西 小 学 校	62-2936	打越 901	1,002	SRC
3	東 小 学 校	62-4353	前熊前山 174	920	SRC
4	北 小 学 校	62-9292	池田 77	958	SRC
5	南 小 学 校	63-2272	喜婦嶽 702	965	SRC
6	市 が 洞 小 学 校	64-2000	市が洞一丁目 1203	711	RC
7	長 久 手 中 学 校	62-0009	岩作平子 38	1,907	SRC
8	南 中 学 校	62-9191	長配二丁目 1901	1,783	SRC・S
9	北 中 学 校	64-2366	東原 80-1	937	RC・S
10	杣ヶ池 体 育 館	63-1000	杣ヶ池 1001	1,596	SRC・RC
11	文 化 の 家	61-3411	野田農 201	502	RC
12	中 央 図 書 館	63-8006	坊の後 114	500	SRC・RC



	避難所名称	電話番号	所在地	面積 (㎡)	構造
13	長久手市役所西庁舎	63-1111	岩作城の内 60-1	666	RC
14	西小校区共生ステーション	64-5331	五合池 2209	151	S
15	市が洞小校区共生ステーション	61-5914	卯塚一丁目 101	164	S
16	北小校区共生ステーション	57-5600	段の上 2901	211	木
17	南小校区共生ステーション	78-7904	杵ヶ池 1002 (杵ヶ池公園内)	209	木
18	まちづくりセンター	64-6400	武蔵塚 101-3	106	S
19	農村環境改善センター	63-1311	前熊前山 173	413	S
20	青少年児童センター	62-1712	岩作中島 7-1	146	S
21	長久手北児童館	62-5680	段の上 2901	146	木
22	長久手西児童館	61-1500	久保山 2110	174	RC
23	長久手南児童館	63-5666	長配二丁目 1003	265	RC
24	上郷児童館	62-0801	前熊前山 173-3	193	木
25	上郷保育園	62-3173	前熊前山 173-2	213	木・RC

	避難所名称	電話番号	所在地	面積 (㎡)	構造
26	色 金 保 育 園	62-0136	岩作中島 13	201	S
27	長 湫 東 保 育 園	62-0033	東狭間 703	137	S
28	長 湫 西 保 育 園	62-1665	作田二丁目 1701	226	RC
29	長 湫 北 保 育 園	62-2930	鴨田 1001-2	273	木
30	長 湫 南 保 育 園	64-3733	砂子 1204	126	木・RC
31	福 祉 の 家 (福 祉 避 難 所 <sup>※1</sup> )	64-6500	前熊下田 171	1,062	RC
32	愛 知 淑 徳 大 学 <sup>※2</sup>	62-4111	片平二丁目 9	1,558	RC

※1 福祉避難所は、一般の避難所での生活が困難な障がい者など、避難生活に特別な配慮が必要な方の受入を優先します。

※2 愛知淑徳大学は、他の避難所のみでは避難者の受入が困難になった場合にのみ、避難所として開設します。

## 防災上注意すべき自然的・社会的条件

## 1 (1)重要水防ため池

(県建設局河川課)

ため池名	地 名	延 長 (m)	重要度	理 由	管 理 者	適 用 (水防工法)
新 池	長久手市岩作浮江	110	B	堤体土質軟弱	長久手市	押さえ盛土工法
杣ノ洞上池	長久手市杣ノ洞	96	C B	漏水 堤体土質軟弱	長久手市	月の輪工 押さえ盛土工法
汐見坂池	長久手市茨ヶ廻間	137.2	B	堤体土質軟弱	長久手市	押さえ盛土工法
鯉ヶ廻間上池	長久手市茨ヶ廻間	53	C B	漏水 堤体土質軟弱	長久手市	月の輪工 押さえ盛土工法
鯉ヶ廻間下池	長久手市茨ヶ廻間	66	C B	漏水 堤体土質軟弱	長久手市	月の輪工 押さえ盛土工法
一ノ井池	長久手市前熊一ノ井	140	B	堤体土質軟弱	長久手市	押さえ盛土工法
二ノ池	長久手市前熊一ノ井	90	B	堤体土質軟弱	長久手市	押さえ盛土工法

(注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間  
「B」は水防上重要な区間  
「C」はやや重要な区間をいう。

## (2)防災重点ため池

(県農林基盤局農地部農地計画課)

ため池名	地 名	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )
新 池	長久手市岩作浮江	5	110	8
立 石 池	長久手市岩作北山	7	330	143

ため池名	地名	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )
宮ヶ洞池	長久手市岩作色金	8	159	32
岩廻間下池	長久手市岩廻間	5	56	1
岩廻間上池	長久手市岩廻間	6	75	6
杵ノ洞上池	長久手市杵ノ洞	4	96	4
杵ノ洞下池	長久手市杵ノ洞	3	90	2
清水池	長久手市東山	4	120	5
汐見坂池	長久手市茨ヶ廻間	6	137	10
鯉ヶ廻間下池	長久手市鯉ヶ廻間	4	66	4
鯉ヶ廻間上池	長久手市鯉ヶ廻間	3	53	4
大根池	長久手市岩作大根	4	67	4
権田上池	長久手市棒振	7	55	4
中根中池	長久手市岩作長鶴	5	153	8
長鶴池	長久手市岩作長鶴	5	160	28
一ノ池	長久手市前熊一ノ井	10	250	22
一ノ井池	長久手市前熊一ノ井	5	150	14

ため池名	地名	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m <sup>3</sup> )
二ノ池	長久手市前熊一ノ井	7	90	11
北浦池	長久手市北浦	4	41	2

2 道路通行規制区間（特殊通行規制区間）

（県建設部道路維持課）

担当 事務所	道路名		規制区間		通行予備規制 (通行注意) 気象条件	通行規制 (通行止) 気象条件	注意内容	交通整理 地点	備考
	種別	路線名	区間	区間長					
愛知県 道路公社	主要 地方道	力石 名古屋	豊田市力石町 豊田市八草町秋合	13.10km	連続雨量 80mm  時間雨量 15mm	連続雨量 150mm  時間雨量 35mm	落石 山崩れ等	(国) 153号交点 (主) 豊田明智線 交点  (枝下インター) (国) 419号 (中山インター) (一) 深見亀首線交点 (猿投インター) (国) 155号 (八草インター)	有料道路 猿投グリーン ロード

3 治山事業実施区域

（県農林水産部森林保全課）

治山事業対象森林	小規模治山実施区域	保安林
443.74 ha	—	13 ha

4 砂防指定地

（県建設部砂防課）

指定面積
1,130.51 ha

5 宅地造成工事規制区域

(県建設部建築指導課)

指定箇所	指定面積 (ha)	指定時期別内訳 (ha)			
		第1次	第2次	第3次	第4次
2	1,235	—	892	343	—

第1次 昭和38年10月25日  
 第2次 昭和41年6月2日  
 第3次 昭和43年4月18日  
 第4次 昭和49年8月22日

(注) 宅地造成等規制法第3条に基づき、知事が関係市町村の意見を聴いて指示した区域をいう。

6 防火地域・準防火地域

(県建設部都市計画課)

区分	面積 (ha)	指定地域
防火地域	3.6	戸田谷の一部 (戸田谷再開発地区計画区域)
準防火地域	19.0	戸田谷・杵ヶ池・根の神・久保山の各一部 鯉ヶ廻間・神門前・大日・堂脇・広田の各一部 勝入塚・管池・横道の各一部

(注) 防火地域・準防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するため定められた地域をいう。

(都市計画法 (昭和43年6月15日法律第100号) 第8条、第9条)

- ・防火地域：商業業務地区等、市街地の中心部で、特に土地利用度、建築密度が高く、また火災危険度の高い地域において定められる。
- ・準防火地域：市街地の中心に近く、建築密度が高く、建築物を耐火又は防火構造とする必要がある商業地域等において定められる。

7 急傾斜地崩壊危険箇所（「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」）

箇所No	箇所名	指定番号	所在地	箇所No	箇所名	指定番号	所在地
110484	岩廻間	183	岩廻間	210328	北浦-1	—	北浦
110485	松杵-1	—	松杵	210329	東山-1	—	東山
110486	松杵-2	—	松杵	210330	溝之杵-1	—	溝之杵
110487	杵ヶ根-1	—	杵ヶ根	210331	溝之杵-2	—	溝之杵
110488	色金-1	—	岩作色金	210334	三ヶ峯-2	—	岩作三ヶ峯
110489	色金	—	岩作色金	210335	三ヶ峯-3	—	岩作三ヶ峯
110490	壁ノ本-1	—	岩作壁ノ本	210336	三ヶ峯-4	—	岩作三ヶ峯
110491	三ヶ峯-1	—	岩作三ヶ峯	220098	郷前-2	—	郷前
110492	根嶽-1	—	根嶽	310604	浮江-1	—	浮江
110493	根嶽	—	根嶽	310605	色金-2	—	岩作色金
120147	根嶽-2	—	根嶽	310606	市ヶ洞-1	—	市ヶ洞
210332	立花-1	—	立花	310607	市ヶ洞-2	—	市ヶ洞
210333	郷前-1	—	郷前	310608	根嶽-3	—	根嶽

注) 急傾斜地崩壊危険区域（長久手市）

住民の方が土砂災害への備えや自主避難の目安として役立てて頂くために、平成15年3月28日に全国的に公表されたもので、斜面の傾斜が30度以上、高さが5m以上の急傾斜地で、人家が1戸以上、又は公共的建築物に被害が及ぶ恐れがあるとされた箇所が該当します。なお、特に法的な規制等はありません。

8 急傾斜地崩壊危険区域（「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」）

箇所名	所在地	人家	公共的建物（種類・数）	摘要
岩廻間	長久手市熊張岩廻間	15	—	—

注）急傾斜地崩壊危険区域（長久手市）

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、傾斜度が30度以上で高さが5m以上の急傾斜地において崩壊の恐れがあり、多くの住民の方々に被害を及ぼす恐れのある土地で、愛知県知事が指定します。

9 土砂災害危険箇所（「土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」）

箇所名	所在地	人家	公共的建物（種類・数）	摘要	
				土砂災害警戒区域 （イエローゾーン）	土砂災害特別警戒区域 （レッドゾーン）
岩廻間	長久手市熊張岩廻間	15	—	○	○
色金	長久手市岩作色金	8	—	○	○
三ヶ峯-1	長久手市岩作三ヶ峯	4	社会福祉施設 1 （さがみねハウス）	○	○
根嶽	長久手市根嶽	1	老人ホーム 1 （愛知たいようの杜）	○	—
根嶽-1	長久手市根嶽	1	幼稚園 1 （もりの幼稚園）	○	○
壁ノ本-1	長久手市岩作壁ノ本	4	—	○	○
溝之杵-2	長久手市溝之杵	0	—	○	○
三ヶ峯-3	長久手市岩作三ヶ峯	1	—	○	○
郷前-2	長久手市溝之杵	3	—	○	○



注1) 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

急傾斜の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命財産又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域。

注2) 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域の要件に加えて、さらに建築物に破損が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域。

10 洪水浸水想定区域（香流川）内の要配慮者利用施設

所在地	公共的建物
長久手市下川原	社会福祉施設 (たかぎ作業所)

## 土地区画整理事業一覽表

令和 5 年 1 月 1 日現在

種 別	名 称	施工者	面積 (ha)	事業年度
完 了	長湫下山第一土地区画整理事業	組 合	13.6	S53 年～S56 年度
	長湫東部土地区画整理事業	組 合	163.5	S48 年～H5 年度
	長湫西部土地区画整理事業	組 合	158.9	S47 年～H12 年度
	岩作第一土地区画整理事業	組 合	4.7	H4 年～H16 年度
	長湫中部土地区画整理事業	組 合	106.7	S56 年～H25 年度
	長湫南部土地区画整理事業	組 合	98.2	H10 年～H26 年度
	長久手中央土地区画整理事業	組 合	27.3	H22 年～R4 年度
施 設 中	公園西駅周辺土地区画整理事業	市	20.6	H25 年～R5 年度
	下山土地区画整理事業	組 合	5.5	H25 年～R6 年度



## 危険性物質等保有事業所

## 1 危険物取扱施設数

(尾三消防本部)

製造所	貯 蔵 所								取 扱 所					合 計
	屋 内 貯 蔵 所	屋 外タンク 貯 蔵 所	屋 内タンク 貯 蔵 所	地下タンク 貯 蔵 所	簡易タンク 貯 蔵 所	移動タンク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 取 扱 所	油 扱 所	第 1 種販売 取 扱 所	第 2 種販売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
0	16	9	7	18	0	3	0	53	14	0	0	12	26	79

## 2 放射性物質保有事業所

(県防災局防災課)

所 在 地	名 称	機関分類	使用区分	電話番号	備 考
長久手市岩作雁又 21	(学) 愛知医科大学医学部附属総合医学研究機構 核医学実験部門	研 究	非	62-3311	
長久手市岩作雁又 21	(学) 愛知医科大学病院	医 療	密 発	62-3311	
長久手市横道 41-1	(株) 豊田中央研究所	研 究	密非発	63-4300	
長久手市岩作三ヶ峯 1-1	愛知県農業総合試験場	その他	密	62-0085	
長久手市岩作三ヶ峯 1-104	生活協同組合 東海コープ事業連合 商品検査センター	研 究	密	64-3278	

注 1 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律に基づいて文部科学大臣の許可を受け、又は、同大臣に届け出た放射性同位元素等の使用事業所

## 注 2 機関分類

- (1) 医 療 医療法に基づくすべての病院及び診療所（国立、公立、私立の機関の附属の病院及び診療所）
- (2) 研 究 国立、公立、私立の研究所及び試験所並びに教育機関及び民間機関の附属研究所、試験所及び研究施設
- (3) 教 育 学校教育法に基づく国立、公立、私立のすべての学校（大学の附属研究所及び研究施設を除く）
- (4) その他 前記の分類に属さない機関（国、地方公共団体等）

## 注 3 使用区分

- (1) 密 密封された放射性同位元素
- (2) 非 密封されてない放射性同位元素
- (3) 発 放射線発生装置

# 長久手市自主防災組織設置要綱

制定 平成 8 年 3 月 30 日

## (目 的)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震等災害から保護するため市民の隣人協同の精神に基づく自発的な防災活動を行う自主防災組織の設置推進を図ることを目的とする。

## (設置推進活動)

第 2 条 市は、自主防災組織設置の推進を図るため、防災関係機関との連携を図り、次の各号に掲げる活動を実施する。

- (1) 広報活動 隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るための広報活動
- (2) 防災教育 区長はじめ、地域の防災指導者を対象とする自主防災組織づくりの指導及び災害並びに防災に関する知識の徹底を図るための防災教育
- (3) 防災物品の助成 自主防災組織の基礎づくりと、活動を推進するため必要となる資機材の供与
- (4) 防災訓練 自主防災組織が実施する防災訓練に対する助言及び協力並びに「全国市長会市民総合賠償補償保険制度」への加入

## (重点設置推進地区)

第 3 条 自主防災組織の設置は、全市的に推進するが、次の各号に掲げる被災危険の高い地域を重点的に行うものとする。

- (1) 木造家屋が密集している地域
- (2) 消防水利の不足している地域
- (3) 道路事情等により消防活動の困難な地域
- (4) その他市長が特に必要と認める地域

## (組織の規模)

第 4 条 自主防災組織の形成単位は、次の各号に掲げる条件を基礎とする。

- (1) 市民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
- (2) 市民の基礎的な日常生活圏域として一体性を有する地域であること。

## (組織の名称)

第 5 条 自主防災組織は、「〇〇地区防災会」と称する。

## (組織の構成)

第 6 条 自主防災組織は、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次の活動班を基本とする構成をするものとする。ただし、必要に応じて地区を編成することができる。

- (1) 班は、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班及び給食・給水班をもって構成する。
- (2) 情報班は、主に情報の収集及び伝達を行う。
- (3) 消火班は、主に消火器等による消火活動を行う。

- (4) 救出救護班は、主に負傷者の救出救護を行う。
- (5) 避難誘導班は、災害時要援護者をはじめ、地区住民の避難誘導を行う。
- (6) 給食・給水班は、避難所等での給食及び給水活動を行う。

2 各自主防災組織には、会長及び副会長を置く。

(組織の活動)

第7条 自主防災組織は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 平常時の活動

(ア) 防災知識の普及 地域住民の防災意識を高揚するための知識の普及

(イ) 火気使用設備器具の点検 火気使用設備器具、危険物品等大地震発生時、被害の発生又は拡大の原因となるものの点検

(ウ) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄 消火用資機材、応急手当医療品等防災活動に必要な資機材の備蓄

(エ) 防災訓練の実施 災害発生時に応急活動が的確に行えるよう必要な知識、技術を習得するための防災訓練の実施

(オ) 避難行動要支援者への対応 地域社会において避難行動要支援者の安全を確保することは、地域全体の安全を向上させることにつながることから支え合う体制（情報の把握、行動の支援）作りに参加する。

(2) 災害時の応急活動

(ア) 情報の収集及び伝達 被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、防災関係機関等と連絡を密にするとともに、必要と認める情報を地域住民に伝達する。

(イ) 出火防止及び初期消火 地震等が発生した場合、直ちに各家庭に火の始末を呼びかけ、出火した場合は消火にあたる。

(ウ) 避難誘導 避難命令が出た場合、地域住民は避難場所へ混乱なく、安全に避難できるよう誘導する。

(エ) 被災者の救護、救急その他の保護 建物の倒壊、落下物等により救出救護を要するものが生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。

(オ) 給食及び給水 炊き出し及び食品、飲料水の配給にあたる。

(カ) 警戒宣言発令時における対応措置 警戒宣言の内容を正確に伝達するとともに、対応策を協議する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

# 長久手市防災会議条例

(昭和 38 年 4 月 1 日条例第 14 号)

注 平成 24 年 10 月から改正経過を注記した。

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、長久手市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織および運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長久手市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

(会長および委員)

第 3 条 防災会議は、会長および委員 25 人以内をもって組織する。

2 会長は市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 市の教育委員会の教育長
- (4) 市の地域を所管する消防機関の長のうちから市長が任命する者
- (5) 市の地域にあつて業務を行なう指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (7) 市長が特に必要と認めて任命する者

6 前項第 5 号及び 6 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、市の職員、関係指定公共機関の職員および学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会 議)

第 5 条 防災会議は必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は委員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。(雑 則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織および運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和 49 年条例第 9 号）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 28 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長久手市防災会議条例（以下「新条例」という。）第3条第6項の規定に関わらず、新条例に基づき新たに任命する委員の任期は、任命の日からその任命の際現に新条例第3条第5項第5号に規定する者の任期満了の日までとする。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。



## 長久手市防災会議運営要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、長久手市防災会議条例（昭和 38 年長久手町条例第 14 号）に基づき長久手市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第 2 条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理)

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかななければならない。

(会議の招集)

第 4 条 防災会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第 5 条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第 6 条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分をすることができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 防災会議を招集する暇がないとき、長久手市災害対策本部を設置すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(防災会議事務)

第 7 条 防災会議の事務については、くらし文化部安心安全課において処理する。

(その他必要な事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 3 月 5 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 4 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

## 長久手市災害対策本部条例

(昭和 38 年 4 月 1 日条例第 15 号)

注 平成 24 年 10 月から改正経過を注記した。

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、長久手市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織および運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長および災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長および部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部の組織および運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 長久手市災害対策本部運営要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、長久手市災害対策本部条例（昭和 38 年長久手村条例第 15 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

(災害対策本部員)

第 3 条 災害対策本部員は、愛知県警察の警察官、教育長、市長公室長、総務部長、くらし文化部長、福祉部長、子ども部長、建設部長、指定公共機関、指定地方公共機関、その他災害対策副本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部員会議)

第 4 条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議する。

2 本部員会議に事務局を置き、事務局長に安心安全課長をもって充てる。

3 本部員会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- (2) 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (3) 避難の為の立退き勧告及び指示に関すること。
- (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (5) 指定地方行政機関、指定公共機関、県及び他市町村に対する応援の要請に関すること。
- (6) 災害対策に要する経費の処置方法に関すること。
- (7) 交通規制に関すること。
- (8) 労務計画に関すること。
- (9) 配車、その他輸送計画に関すること。
- (10) その他災害対策の重要事項に関すること。

4 本部員会議の開催

- (1) 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- (2) 本部員会議は、特別の指示がない限り、市役所北庁舎 2 階災害対策本部室にて開催する。
- (3) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (4) 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- (5) 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。
- (6) 本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

5 決定又は指示事項の周知

会議の決定又は指示事項のうち職員に周知を要する事項については、事務局長は速やかにその徹底を図るも

のとする。

## 6 本部員

(1) 本部員は、所管に係る災害対策の実施状況を把握し、速やかに本部長に報告する。

(2) 市職員以外の本部員は、それぞれの所属機関が実施する災害対策の実施状況を把握し、本部長に報告するとともに、所属機関と災害対策本部との総合調整にあたる。

(3) 本部員の留意事項

ア 本部員は、積極的に相互協力を行い被害及び災害対策活動に関する全般の情報資料の収集及び整理に努めるものとする。

イ 収集した情報資料は、速やかに本部長に報告するものとする。報告は、書面によることを原則とし、日、時間、場所及び提供者、受信者又は作成者の氏名を付記するものとする。

(分掌事務)

第5条 災害対策本部の分掌事務は、別表のとおりとする。

(補 則)

第6条 災害対策本部長は、必要に応じて長久手市地域防災計画第3章第1節に定める部及び班以外の部又は班を設けることができる。

附 則

この要綱は、昭和62年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

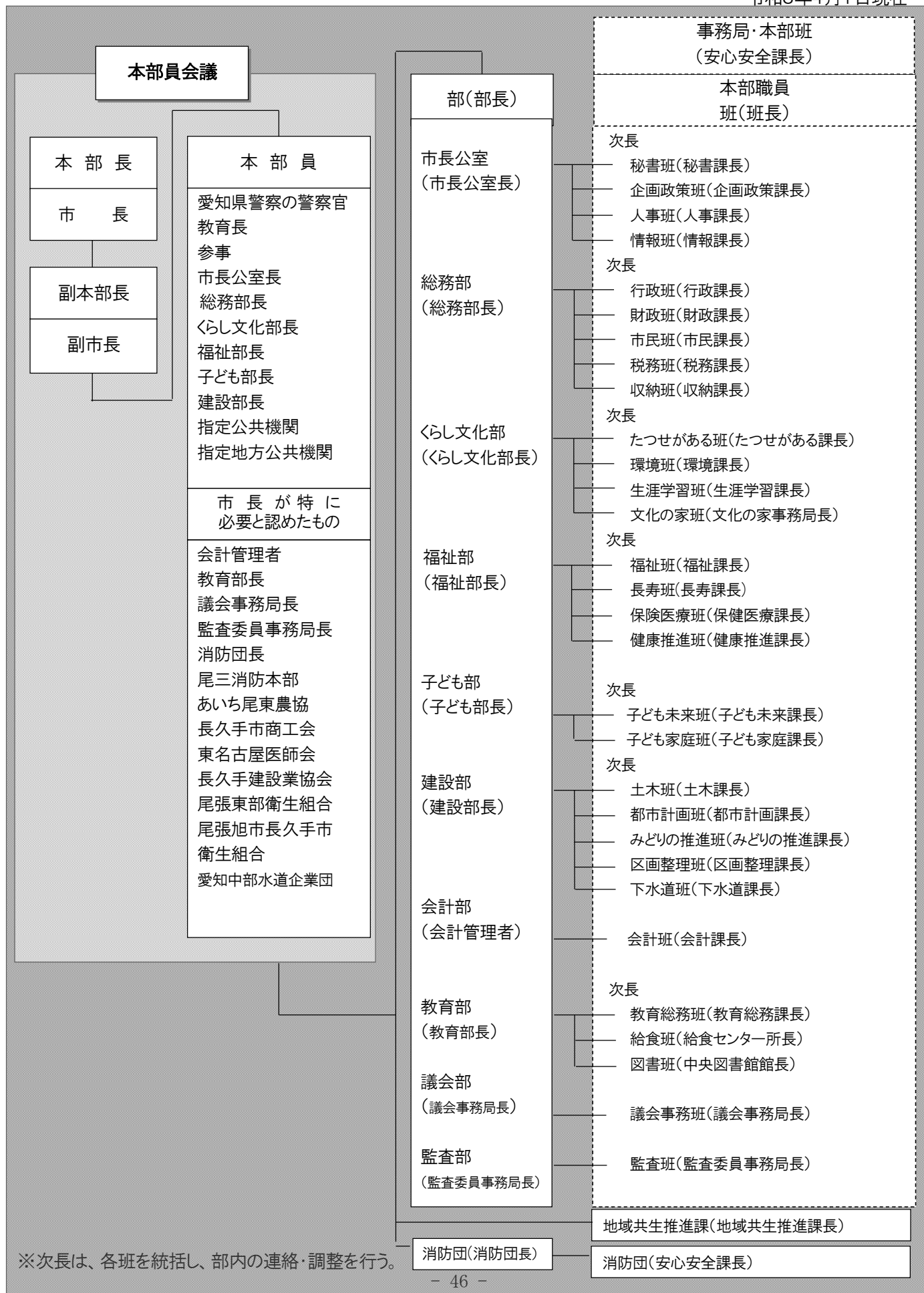
この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

# 長久手市災害対策本部組織図

令和3年4月1日現在



※次長は、各班を統括し、部内の連絡・調整を行う。



## 長久手市地震災害警戒本部条例

(平成 14 年長久手町条例第 16 号)

### (目 的)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 18 条第 4 項の規定に基づき、長久手市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組 織)

第 2 条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げるものを持って充てる。

一 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

二 市の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

三 市の教育委員会の教育長

四 市長がその部内の職員のうちから指名する者

五 市長が特に必要と認めた者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

### (部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第 1 項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職を代理する。

### (雑 則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 長久手市地震災害警戒本部運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長久手市地震災害警戒本部条例（平成 14 年長久手町条例第 16 号。以下「条例」という。）

第 4 条の規定に基づき長久手市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織運営に関し必要な事項を定める。

(組織及び分掌事務)

第 2 条 警戒本部は、別表第 1 に掲げる組織をもって充てる。

2 条例第 3 条第 1 項に規定する部に班を置き、別表第 2 に掲げる事務を分掌する。

3 班に班長を置く。

(警戒本部の設置)

第 3 条 警戒本部は、本部室を市役所北庁舎 2 階災害対策本部室に置く。

2 警戒本部には、本部長、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）及び本部連絡員を配置する。

(副本部長)

第 4 条 条例第 2 条第 3 項に基づく副本部長は、副市長をもって充てる。

2 副本部長が、条例第 2 条第 4 項に基づき本部長の職務を代理する順位は、副市長、くらし文化部長の順とする。

(本部員)

第 5 条 条例第 2 条第 5 項第 5 号に規定する市長が特に必要と認める本部員は、別表第 3 に掲げる職にあるものをもって充てる。

2 本部員は、所管に係る地震防災警戒対策の実施状況を把握し、速やかに本部長に報告する。

3 市職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関（以下「所属機関」という。）が実施する地震防災警戒対策の実施状況を把握し、本部長に報告するとともに、所属機関と警戒本部との総合調整に当たる。この場合において、自ら警戒本部に出向できない本部員は、代理者を派遣する。ただし、所属機関の判断により、派遣することが困難な場合は、この限りではない。

(本部職員)

第 6 条 条例第 3 条第 2 項に規定する本部職員は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる組織の所属職員をもって充て、同表に掲げる部及び班の事務に当たる。

(部長及び班長)

第 7 条 条例第 3 条第 3 項に規定する部長及び第 2 条第 3 項に規定する班長は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる職にあるものをもって充てる。

2 部長は、部の事務を処理し、部間の連絡・調整を行うとともに、所属職員を指揮監督する。

3 班長は、班の分掌事務について所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。

(配備体制)

第 8 条 第 3 条第 2 項により警戒本部に配置される職員は、東海地震注意情報が発表されたとき又は東海地震の予知情報（警戒宣言）が発せられたときは、直ちに警戒本部において防災業務につく。

2 前項の場合、班長は警戒本部以外の場所で班員を指導し、分掌事務の処理に当たる。

3 班に属する職員及びその他の職員は、東海地震注意情報が発表されたとき又は東海地震の予知情報（警戒宣言）が発せられたときは、直ちに通常の勤務場所に参集し、本部長の指示により地震防災警戒対策等の防災業務につ



く。

- 4 勤務時間外又は休日における情報の授受は、当直員が行い、この場合当直員は速やかに安心安全課長に連絡する。
- 5 東海地震注意情報が発表されたとき又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられたのち、本部長、副本部長、本部員及び班長が配備につくまでの間における地震防災警戒対策の実施については、必要に応じてそれぞれの組織の上位の職にあるものが指揮する。
- 6 職員は、東海地震に関連する調査情報により、注意情報が発表される恐れがあるときは、居所及び連絡先を明らかにし、常に連絡の取れる体制にしておく。

（警戒本部員会議）

第9条 本部長は、地震警戒の重要事項を協議するため、必要に応じて、警戒本部員会議（以下「本部員会議」という。）を招集する。

- 2 本部員会議は、本部長の統括のもと副本部長、本部員をもって構成する。
- 3 本部員は、所管する事項に関する地震防災警戒対策の実施状況について、警戒本部会議に報告しなければならない。
- 4 市職員の本部員が不在のときは、部の中から代理の者を出席させなければならない。

（協議事項）

第10条 本部員会議は、次の事項について協議する。

- （1）警戒本部の配備体制に関すること。
- （2）地震災害警戒対策の基本方針に関すること。
- （3）急傾斜地崩壊危険箇所等対象地等への避難勧告、指示に関すること。
- （4）その他地震災害の警戒対策上重要な事項に関すること。

（警戒本部の廃止）

第11条 本部長は、法第19条第2項の規定により警戒宣言が解除されたときは、地震防災応急対策の事務処理を行った後、直ちに警戒本部を廃止する。

- 2 本部長は、警戒本部を廃止したときは、直ちに次の者に通知する。
  - （1） 県の地震災害警戒本部長
  - （2） 防災関係機関等の長

（災害対策本部への引継ぎ）

第12条 地震が発生し、長久手市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、法第19条第1項に基づき警戒本部を廃止する。

- 2 前項の場合において、警戒本部は、実施した地震防災応急対策の状況その他災害応急対策に係る必要な事項を、災害対策本部に引き継ぐ。
- 3 第1項の規定により警戒本部が廃止されたときは、前条第2項の規定に関わらず、警戒本部の廃止の通知は行わない。

（県の職員及び自衛隊の派遣）

第13条 本部長は、必要に応じて県の職員又は自衛隊の派遣を県知事に要請する。

（職員の心構え）

第14条 本部長、部長及び班長の発する命令、指示、連絡等の伝達、警戒本部あての報告、要請等の任に当たった職員は、その記録をし、伝達の確実を期さなければならない。

- 2 前項の記録は、応急措置が完了し、当該記録が不要になるまで保存しなければならない。
- 3 職員は、地域防災応急対策を支援する防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。
- 4 職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は警戒本部の活動に反感を抱かせることのないように注意しなければならない。
- 5 職員は、自らの業務に精通するように努めるとともに、他の班に協力を求められたときは、積極的に協力する。

(雑則)

第15条 警戒本部に事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 地震防災警戒対策等に関し、警戒本部と関係機関との連絡調整に関する事。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたとき又は、東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられたときの収集及び伝達に関する事。
- (3) 本部員会議に関する事。

3 事務局に事務局長を置き、安心安全課長をもって充てる。

4 事務局長は、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(雑 則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

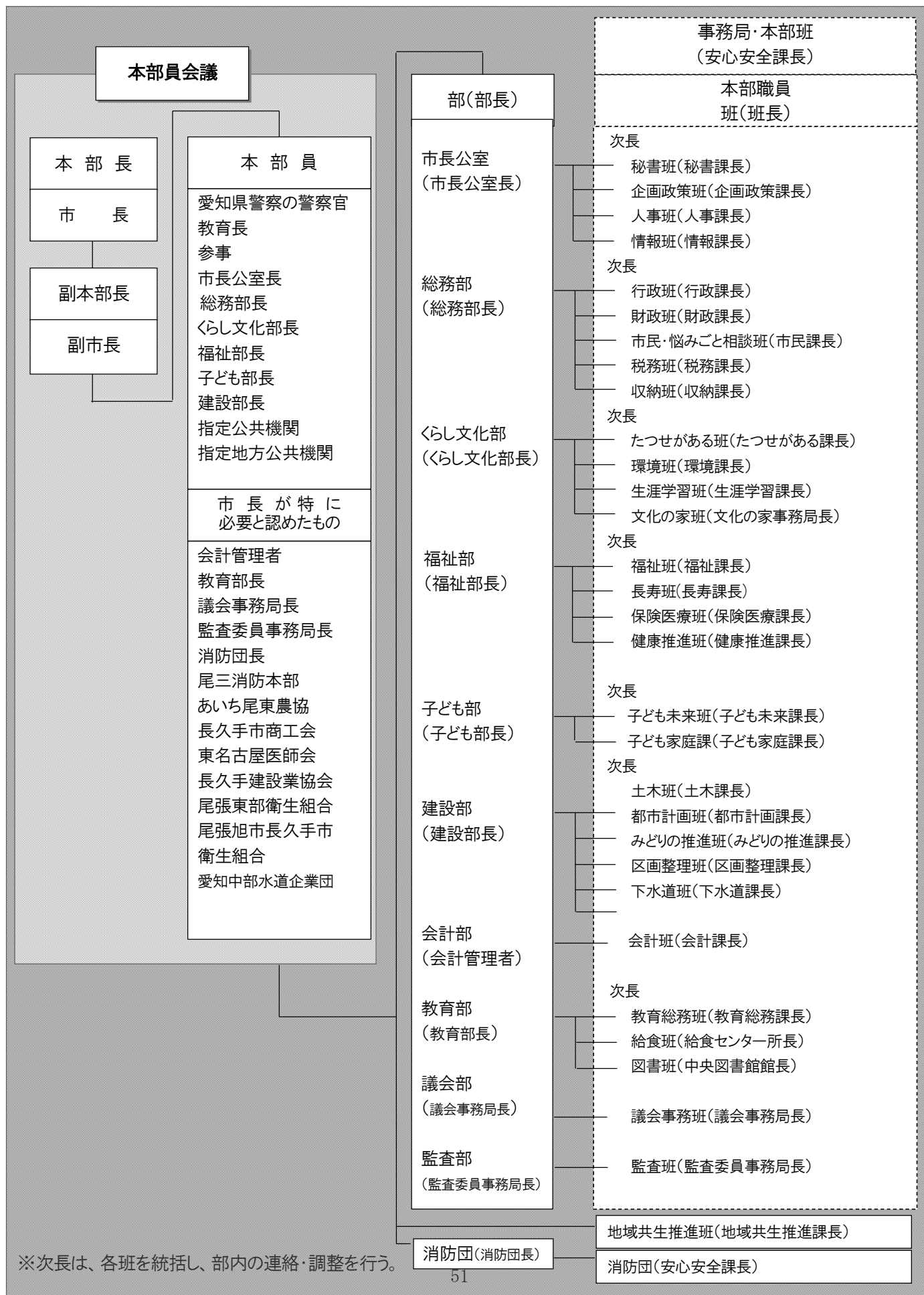
この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

# 長久手市地震災害警戒本部組織図

令和3年4月1日現在



※次長は、各班を統括し、部内の連絡・調整を行う。

## 共用車・専用車一覧

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

No.	所属課等名	車 名	自動車登録番号	管理区分	登録年月	備考
1	財 政 課	アクア	名古屋 506 に 1193	共用	H26.12	
2	財 政 課	ピクシスバン	名古屋 480 め 8965	共用	H29. 5	
3	財 政 課	プリウスセダン	名古屋 303 み 1525	共用	H22.3	
4	財 政 課	カローラフィールダー	名古屋 505 に 1120	共用	H23.5	
5	財 政 課	カローラフィールダーHV	名古屋 507 ふ 9975	共用	R2.3	
6	財 政 課	ハイゼットバン	名古屋 480 く 7716	共用	H20.3	無線車 ながくて 1
7	財 政 課	プリウスPHV	名古屋 305 と 7186	共用	H27.11	
8	財 政 課	ミライース	名古屋 58A か 4238	共用	R4.2	
9	財 政 課	プロボックスバン	名古屋 401 と 1230	共用	H26.5	無線車 ながくて 2
10	財 政 課	カローラフィールダーHV	名古屋 507 む 9410	共用	R3.1	
11	財 政 課	ノアHV	名古屋 507 と・146	共用	H30.7	
12	財 政 課	ノア	名古屋 504 ね 7196	共用	H20.5	
13	財 政 課	プロボックスバン	名古屋 401 ね 1104	共用	H29.4	
14	財 政 課	プロボックスバン	名古屋 401 つ 5063	共用	H25.2	無線車 ながくて 3
15	財 政 課	プロボックスバン	名古屋 401 ね 1105	共用	H29.4	
16	財 政 課	プリウスセダン	名古屋 303 み 1526	共用	H22.3	
17	財 政 課	ハイゼットカーゴ	名古屋 480 こ 6758	共用	H21. 3	無線車 ながくて 4
18	財 政 課	キャリー(軽トラック)	名古屋 41 や 9418	共用	H15.4	
19	財 政 課	タウンエーストラック	名古屋 400 め 3556	共用	H14.10	
20	財 政 課	コムス	長久手市 あ 1012	共用	H25. 8	
21	財 政 課	コムス	長久手市 あ 1013	共用	H25. 8	
			共用車合計 (台)	21		

No.	所属課等名	車 名	自動車登録番号	管理区分	登録年月	備考
22	財 政 課	ノアHV	名古屋 507 す 8720	専用	H29. 7	
23	財 政 課	ヒノ メルファァー	名古屋 200 は・578	専用	H18. 6	
24	財 政 課	プリウス	名古屋 303 ま 5134	専用	H22. 2	
			専用車合計 (台)	3		

※上記車両はいずれも、災害時に災害応急対策等を実施するための車両として使用する。

## 業 務 車 一 覧

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

No.	所属課等名	車 名	自動車登録番号	管理区分	登録年月	備 考
25	下水道課	プロボックスバン	名古屋 401 は 7456	業務	R1. 5	
26	下水道課	ハイゼットカーゴ	名古屋 480 さ 243	業務	H21. 5	
27	子ども家庭課	エブリィバン	名古屋 41 に・66	業務	H8. 8	
28	文化の家	プロボックス	名古屋 401 な 3897	業務	H27. 4	
29	生涯学習課	エブリィバン	名古屋 480 ね 5206	業務	H29. 11	
30	給食センター	ミニキャブ MiEV	名古屋 480 た 2846	業務	H24. 2	電気自動車
31	中央図書館	ワゴンR	名古屋 51 た 7371	業務	H15. 4	
32	福祉の家	トヨタハイエース	名古屋 800 せ 5509	業務	H14. 12	H27. 6. 1 売却
33	長寿課	ミライース	名古屋 582 つ 3743	業務	H30. 2	
34	長寿課	ミライース	名古屋 582 ふ 651	業務	R1. 9	
35	安心安全課	トヨタ (ポンプ車)	名古屋 834 た・119	業務	H15. 11	上郷分団
36	安心安全課	トヨタ (小型動力ポンプ付積載車)	名古屋 885 ち・119	業務	H16. 12	上郷分団
37	安心安全課	トヨタ (小型動力ポンプ付積載車)	名古屋 835 た・119	業務	H16. 12	上郷分団
38	安心安全課	トヨタ (ポンプ車)	名古屋 838 ひ・119	業務	H20. 12	岩作分団
39	安心安全課	トヨタ (小型動力ポンプ付積載車)	名古屋 834 そ・119	業務	H15. 11	岩作分団
40	安心安全課	ダイハツ (広報車)	名古屋 880 あ・3035	業務	H31. 2	岩作分団
41	安心安全課	トヨタ (ポンプ車)	名古屋 830 ち 2013	業務	H25. 12	長湫分団
42	安心安全課	ヒノ (ポンプ車)	名古屋 834 や・119	業務	H16. 3	長湫分団
43	安心安全課	トヨタ (小型動力ポンプ付積載車)	名古屋 834 も・119	業務	H16. 3	長湫分団
44	環 境 課	キャンター	名古屋 100 て 6933	業務	R3. 3	
45	環 境 課	トラック	名古屋 100 つ 6781	業務	H29. 9	
46	環 境 課	トラック	名古屋 100 せ 3500	業務	H16. 3	
47	環 境 課	パッカー	名古屋 800 そ 8807	業務	H19. 8	
48	環 境 課	パッカー	名古屋 800 ぬ 6060	業務	R2. 2	
49	環 境 課	パッカー	名古屋 800 に 685	業務	H20. 8	

No.	所属課等名	車 名	自動車登録番号	管理区分	登録年月	備 考
50	安心安全課	パッソ	名古屋 505 ゆ 5253	業務	H25.5	
51	安心安全課	サクシード	名古屋 401 ひ 4481	業務	R1.11	
52	生涯学習課	ハイゼット エクストラ	名古屋 480 う 8785	業務	H18.4	
53	土木課	ダイナ	名古屋 800 に 9584	業務	H27.3	
54	土木課	ニッサン (軽トラック)	名古屋 480 ま 6585	業務	R4.9	
55	環境課	ダイハツ ハイゼットトラック	名古屋 480 ね 5527	業務	H30.1	
56	環境課	ダイハツ ハイゼットカーゴ	名古屋 480 ね 5526	業務	H30.1	
57	みどりの推進課	ダイハツ (軽トラック)	名古屋 480 ほ 1834	業務	R3.7	平成こども塾
58	みどりの推進課	ハイゼット (軽トラック)	名古屋 480 は 2383	業務	H31.3	
			業務車合計 (台)	34		
			総 合 計 (台)	58		

※上記車両はいずれも、災害時に災害応急対策等を実施するための車両として使用する。

## 予警報の地域細分及び予報警報等の種類と発表基準

### 1 予警報の地域細分

府県 予報区	一次細 分区域	市町村を まとめた地域	二次細分区域の名称
あいちけん 愛知県	せいぶ 西部	尾張東部	名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、 豊明市、日進市、長久手市、東郷町、
		尾張西部	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、 北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、 大治町、蟹江町、飛島村
		知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦 町、南知多町、美浜町、武豊町
		西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、 幸田町
		西三河北西部	豊田市西部、みよし市
	とうぶ 東部	西三河北東部	豊田市東部
		東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
		東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

(名古屋地方気象台)

### 細分区域図



## 2 気象・水象に関する予報警報

(名古屋地方気象台)

名古屋地方気象台が異常気象等によって県下に被害が起こるおそれがあると予想したとき発表するもの。

種 類		発 表 基 準
特 別 警 報	大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。
	暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
	暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上 20m/s、海上 23m/s を超えると予想される場合。
	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても呼びかける。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が陸上 20m/s、海上 23m/s を超えると予想される場合。
	大 雨 警 報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生する恐れがあると予想したとき。 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
	大 雪 警 報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。 具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが平地で 10cm、山地で 20cm を超えると予想される場合。
	洪 水 警 報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したとき。 対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害
注 意 報	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したとき。 強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が陸上 13m/s、海上 16m/s を超えると予想される場合。
	強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したとき。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上 13m/s、海上 16m/s を超えると予想される場合。
	大 雨 注 意 報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。 雨が止んでも、土砂災害のおそれが残っている場合には発表を継続する。 具体的には別表―1 に該当する場合である。
	大 雪 注 意 報	降雪や積雪による住家等の被害や交通傷害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したとき。 具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが平地で 5cm、山地で 10cm を超えると予想される場合。



種 類		発 表 基 準
注 意 報	濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したとき。 対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通傷害等の災害 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上 100m 以下又は海上 500m 以下になると予想される場合。
	雷 注 意 報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生 する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したとき。
	乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したとき。 具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想 した場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 名古屋又は伊良湖で実効湿度が 60%以上、最小湿度が 30%以下になると予想される場 合。
	洪 水 注 意 報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災 害が発生するおそれがあると予想したとき。対象となる洪水災害として、河川の増水 及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
	霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想したとき。 具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が 発生するおそれがあるとき 具体的には次の条件に該当する場合である。晩霜期に最低気温 3℃以下。
	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したとき。 具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂に よる著しい被害の発生するおそれがあるとき。 概ね、冬期、名古屋で最低気温が-4℃以下。
気 象 情 報		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが、注意報・警報等を発表 するに至らない場合などに予告的に発表する時と、顕著な現象が切迫している、あ るい発現して注意報・警報を発表している場合等に、注意報・警報を補完するた めに発表する時がある。</li> <li>2. 1 時間に 100mm 以上の猛烈な雨が観測された場合（「記録的短時間大雨情報」）。 ※ 気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間又はそれ以上の長 期間にわたって続き、災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想 される場合に発表する情報を「天候情報」という。</li> </ol>

(注)

1. 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめ  
たものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
2. 注意報、警報はその種類にかかわらず解除させるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表さ  
れる時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切替え  
られる。
3. 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、そ  
の警報事項を気象警報に含めて行う。
4. 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警  
報、注意報を発表することがある。

別表 1) 警報・注意報基準

警報・注意報発表基準一覧表

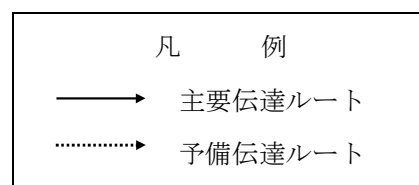
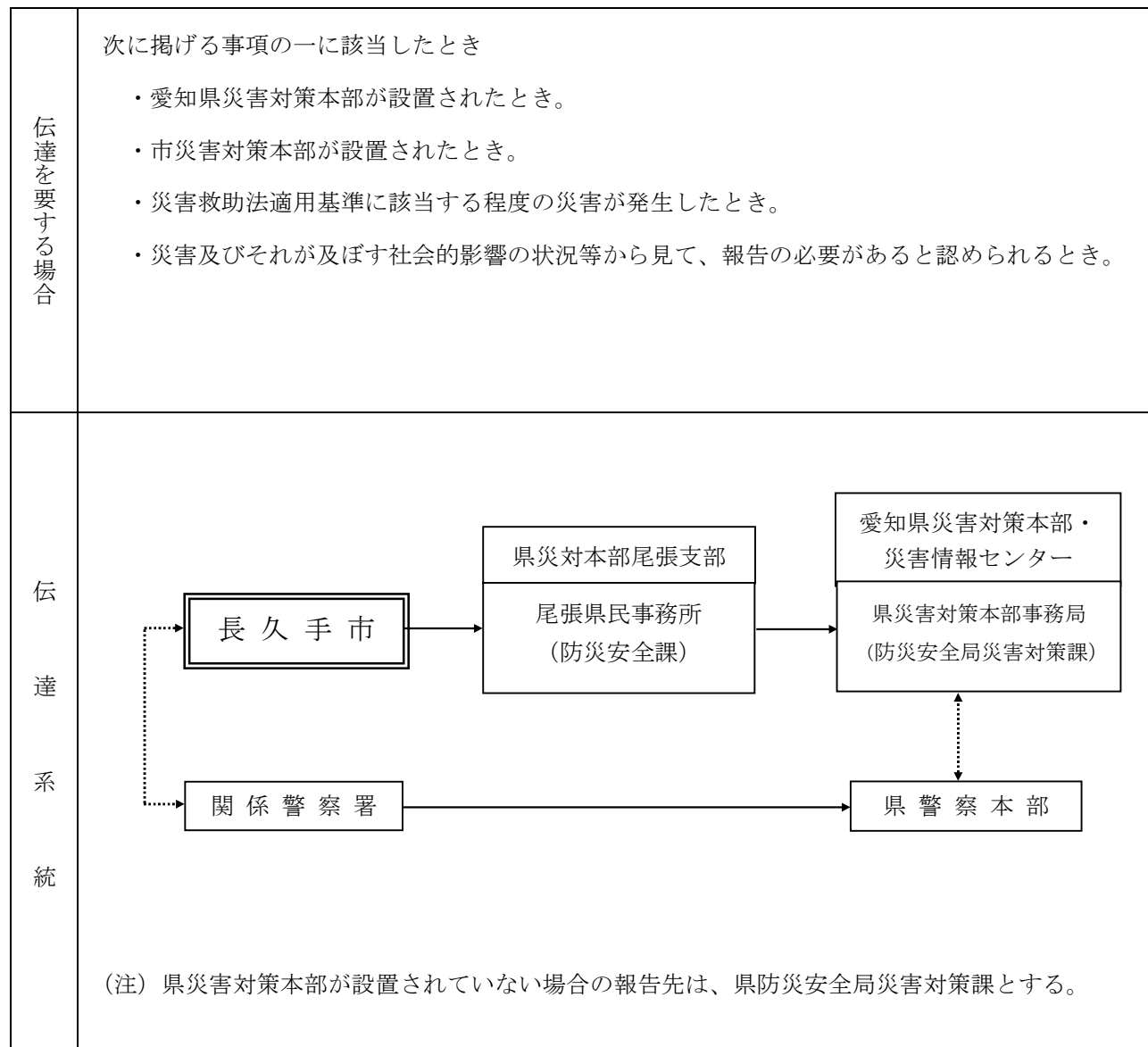
令和2年8月6日現在  
発表官署 名古屋地方気象台

長久手市	府県予報区	愛知県		
	一次細分区域	西部		
	市町村等をまとめた地域	尾張東部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	25	
		土壌雨量指数基準	152	
	洪水	流域雨量指数基準	香流川流域=11.7	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
波浪	有義波高			
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	107	
	洪水	流域雨量指数基準	香流川流域=9.3	
		複合基準*1	香流川流域=(7, 9.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雪	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%		
なだれ				
低温	冬期:最低気温-4℃以下			
霜	晩霜期に最低気温3℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(着雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

\*1(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

## 被害報告の伝達経路

### 1 人、住家被害等



## 2 河川・貯水池・ため池等、砂防被害

### (1) 河川被害

伝達を要する場合	<p>愛知県災害対策本部又は長久手市災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（河川の堤防が決壊又は水があふれた（溢水）とき。）が発生したとき、及び、応急復旧したとき。</p> <p>ただし、市にあつては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛知県災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・ 市災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。</li> </ul>
伝達系統	<p>・ 一般河川（国管理）について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>中部地方整備局 災害対策本部（企画部）</p> </div> <p>・ 一般河川（県管理）・二級河川について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>県災害対策本部建設局</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">尾張建設事務所 河川工事事務所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">河川課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">建設企画課</div> </div> </div> <p>・ 準用河川等（市管理）について</p> <div style="border: 3px double black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; display: inline-block;">長久手市</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">愛知県災害対策本部 ・ 災害情報センター</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県災害対策本部分務局 (防災安全局災害対策課)</div> </div>

(2) 貯水池・ため池等被害

伝達を要する場合	<p>愛知県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（えん堤本体が決壊し、家屋に被害を与えたとき、余水吐及びゲートが決壊し、家屋に浸水したとき）が発生したとき、及び、応急復旧したとき。</p> <p>ただし、市にあっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛知県災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・ 市災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。</li> </ul>
伝達系統	<p>・ 県管理の貯水池（羽布ダム）について</p> <pre> graph LR     A[尾張農林水産事務所] --&gt; B[農地計画課]     B --&gt; C[農林総務課]     C --&gt; D[愛知県災害対策本部・災害情報センター]     C --&gt; E[県災害対策本部事務局 (防災安全局災害対策課)]     </pre> <p>・ 市管理の貯水池・ため池について</p> <pre> graph LR     F[長久手市] --&gt; A[尾張農林水産事務所]     </pre>

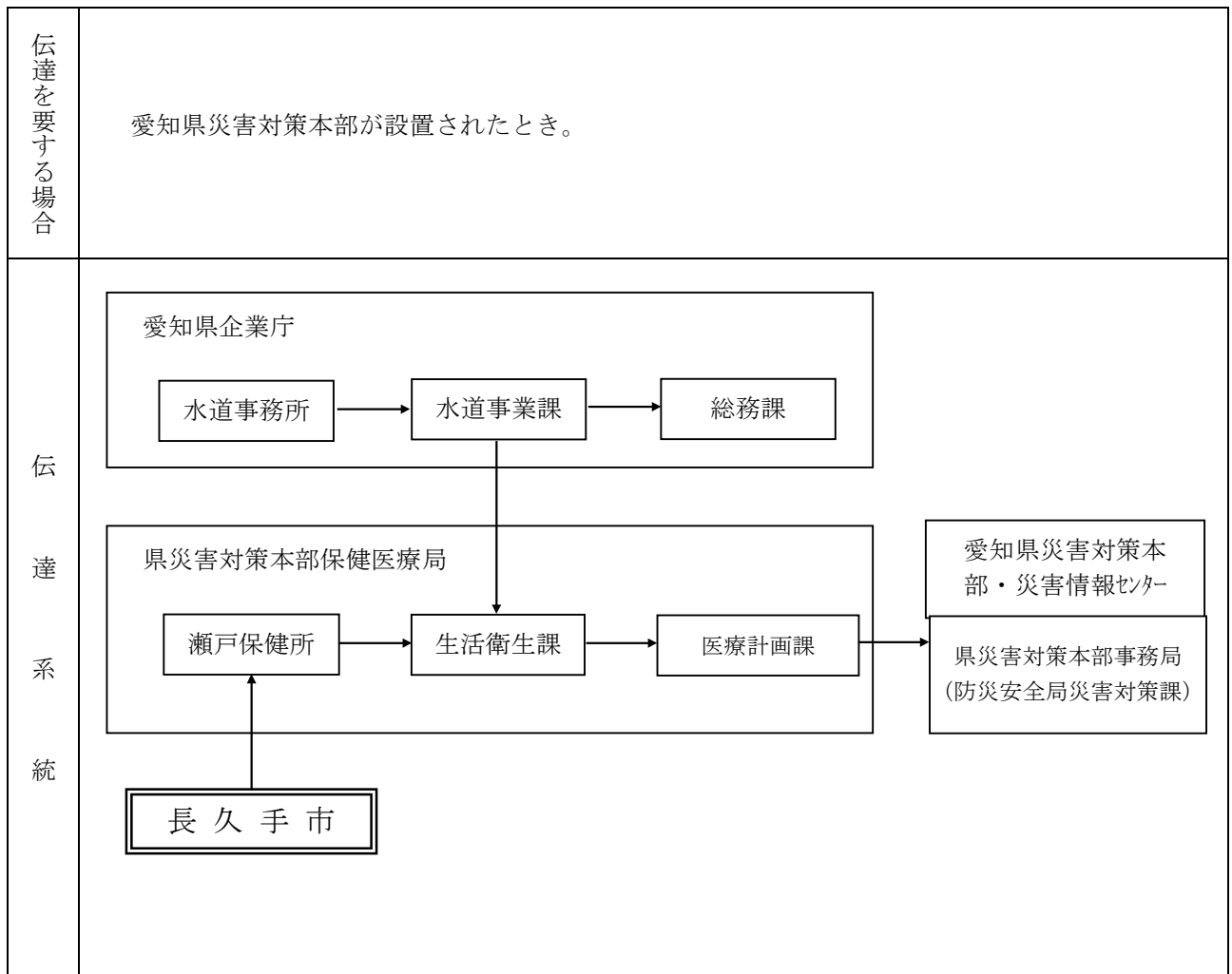
(3) 砂防被害

伝達を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛知県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（えん堤本体が決壊し家屋に被害を与えたとき、流路工が決壊し家屋に浸水したとき、又は、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が倒壊し家屋に被害を与えたとき）が発生したとき、及び、応急復旧したとき。</li> <li>・ 急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共的建物に被害があったとき。</li> </ul>
伝達系統	<pre> graph LR     G[長久手市] --&gt; H[尾張建設事務所]     H --&gt; I[砂防課]     I --&gt; J[建設企画課]     J --&gt; K[愛知県災害対策本部・災害情報センター]     J --&gt; L[県災害対策本部事務局 (防災安全局災害対策課)]     </pre>

### 3 道路被害対策

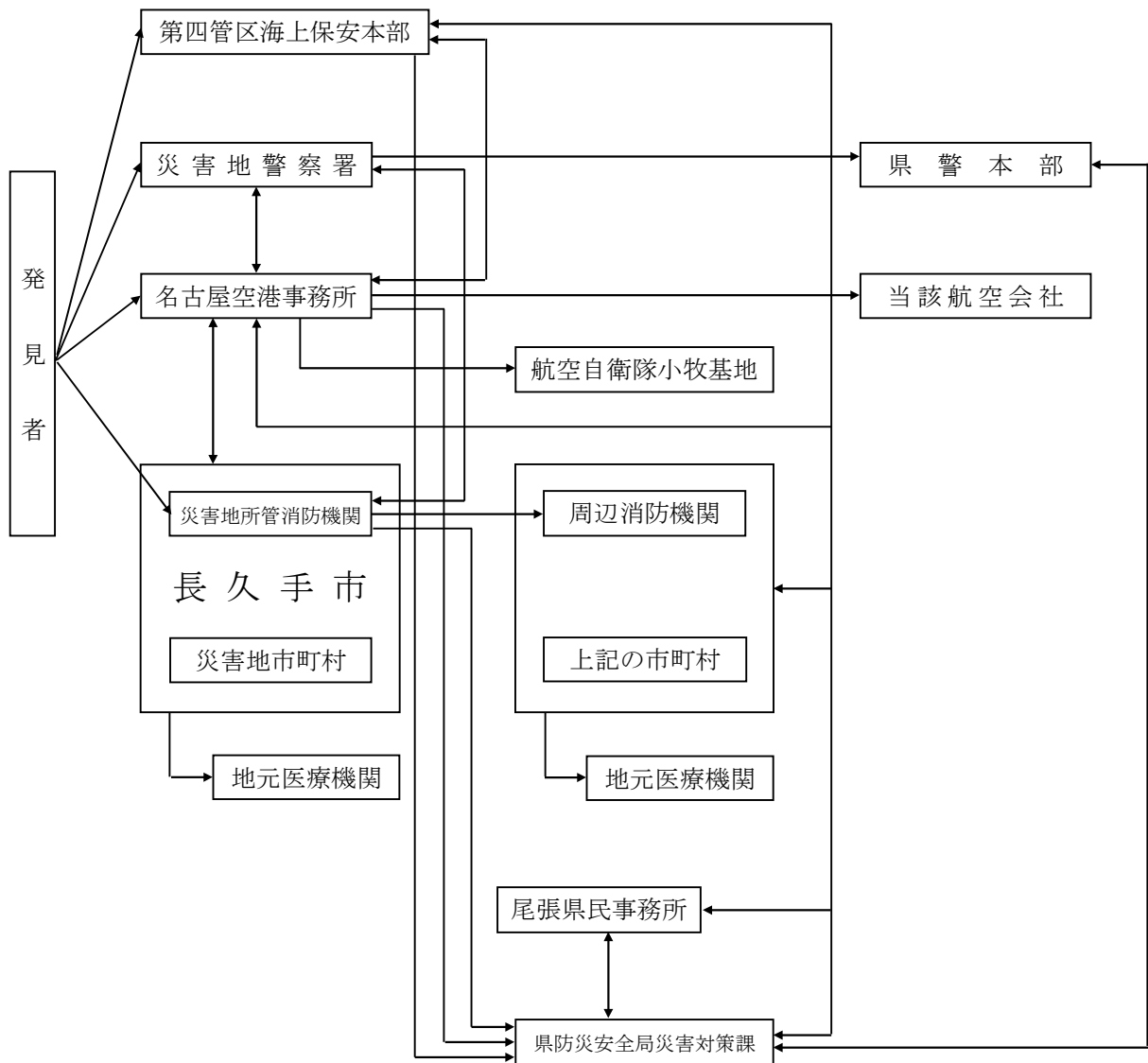
伝達を要する場合	<p>愛知県対策本部又は長久手市災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（普通自動車以上の通行規制を生じたとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>ただし、市にあっては、次に掲げる事項の一に該当し、重大な被害が発生したとき、及び、応急復旧したときとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛知県災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・ 市災害対策本部が設置されたとき。</li> <li>・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。</li> </ul>
伝達系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高速道路、一般有料道路（日本道路公団管理）について           <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">             中日本高速道路(株)             <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">管理事務所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中部支社</div> </div> </div> </li> <li>・ 一般国道（建設省管理）について           <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">             中部地方整備局 災害対策本部（企画部）           </div> </li> <li>・ 一般国道（県管理）及び県道について           <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">             県災害対策本部建設局             <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">尾張建設事務所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">道路維持課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設企画課</div> </div> </div> </li> <li>・ 愛知県道路公社管理道路について           <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">             愛知県道路公社           </div> </li> <li>・ 名古屋市道（名古屋市管理の国道及び県道を含む）について           <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">             名古屋市           </div> </li> <li>・ 名古屋高速道路公社管理道路について           <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">             名古屋高速道路公社           </div> </li> <li>・ 市道について           <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">             長久手市           </div> </li> <li>・ 道路全般について（被害額を除く）           <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">             愛知県警察             <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">交番・駐在所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">警察署</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本部交通規制課</div> </div> </div> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">       愛知県災害対策本部・災害情報センター        県災害対策本部事務局（消防保安課）     </div>

4 水道施設被害



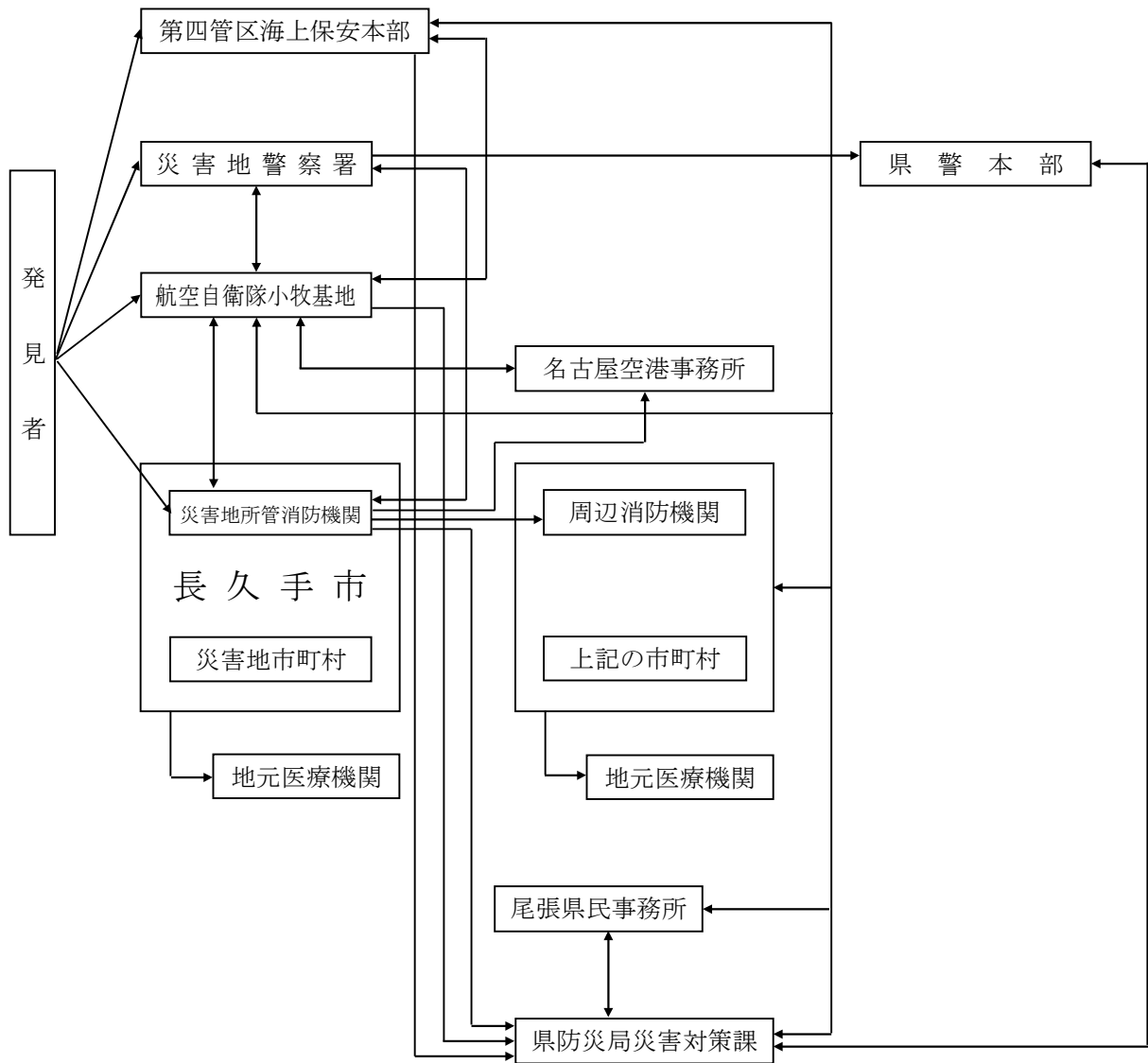
5 市の地域又はその他の地域で航空機災害が発生した場合

ア 民間航空機の場合





イ 自衛隊機の場合



## 非常緊急通話用電話

## 1 非常緊急通話用電話

番号	電話番号	施設名	所在地	備考
1	63-0300	長久手市役所	岩作城の内 60 番地 1	災害優先
2	63-2100	長久手市役所	岩作城の内 60 番地 1	災害優先
3	63-2290	長久手市役所	岩作城の内 60 番地 1	災害優先
4	63-2291	長久手市役所	岩作城の内 60 番地 1	災害優先
5	63-2294	長久手市役所	岩作城の内 60 番地 1	災害優先
6	63-3303	長久手市役所	岩作城の内 60 番地 1	災害優先
7	63-3331	長久手市役所	岩作城の内 60 番地 1	災害優先
8	62-3976	長久手中学校	岩作平子 38	災害優先
9	62-9192	南中学校	長配二丁目 1901	災害優先
10	64-2367	北中学校	東原 80-1	災害優先
11	62-0196	長久手小学校	岩作中縄手 40-1	災害優先
12	62-3946	西小学校	打越 901	災害優先
13	62-9295	北小学校	池田 77	災害優先
14	62-4398	東小学校	前熊前山 174	災害優先
15	63-2367	南小学校	喜婦嶽 702	災害優先
16	64-2013	市が洞小学校	市が洞 1-1203	災害優先
17	62-3910	給食センター	岩作中権代 11-3	災害優先

## 長久手市防災行政用無線局一覧表

局名（液晶表示名称）	種 別	目 的	設 置 場 所
災対本部	半固定	防災行政用	市役所 北庁舎2階 放送室
長久手小	〃	〃	長久手小学校 体育館 放送室
西小学校	〃	〃	西小学校 体育館 放送室
東小学校	〃	〃	東小学校 体育館 放送室
北小学校	〃	〃	北小学校 体育館 放送室
南小学校	〃	〃	南小学校 体育館 放送室
市が洞小学校	〃	〃	市が洞小学校 体育館 放送室
長久手中学校	〃	〃	長久手中学校 体育館 放送室
南中学校	〃	〃	南中学校 体育館 放送室
北中学校	〃	〃	北中学校 体育館 放送室
杵ヶ池体育館	〃	〃	杵ヶ池体育館 事務室
中央図書館	〃	〃	中央図書館 事務室
文化の家	〃	〃	文化の家 事務室
福祉の家	〃	〃	福祉の家 警備室
浄化センタ	〃	〃	浄化センター 事務室
長久手01	車載用	〃	6号車 ハイゼットバン
長久手02	〃	〃	9号車 プロボックスバン
長久手03	〃	〃	14号車 プロボックスバン
長久手04	〃	〃	17号車 ハイゼットカーゴ
長久手51	〃	〃	土木パトロールカー
携帯101	携帯無線	〃	北庁舎2階 放送室
～			
携帯121	〃	〃	北庁舎2階 放送室

## 災害救助法施行細則

(昭和 40 年 10 月 29 日規則第 60 号)

(最終改正 令和 2 年年 3 月 27 日規則第 16 号)

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

削除〔平成 12 年規則 77 号〕

(救助実施区域の公告)

第 3 条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市町村の区域を公告するものとする。

第 4 条 削除

削除〔平成 12 年規則 77 号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第 5 条 令第 3 条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

1 部改正〔平成 12 年規則 77 号・13 年 1 号・26 年 4 号・29 年 33 号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)

第 6 条 規則第 1 条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第 8 条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

(1) 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第 1

(2) 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第 2

(3) 公用変更令書 様式第 3

(4) 公用取消令書 様式第 4

(受領書)

第 7 条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第 8 条 第 6 条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第 5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第 9 条 規則第 2 条第 3 項の受領調書は、様式第 6 による。

2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りではない。

一部改正〔平成 19 年規則 29 号〕

(損失補償請求書)

第 10 条 規則第 3 条第 1 項の損失補償請求書は、様式第 7 によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第 11 条 規則第 4 条第 1 項及び第 3 項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

(1) 公用令書 様式第 8

(2) 公用取消令書 様式第 9

(受領書に関する規定の準用)

第 12 条 第 7 条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第 13 条 第 11 条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第 10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第 14 条 規則第 4 条第 2 項の規定による届出は、従事不能届(様式第 11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。

ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

(2) 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第 15 条 法第 7 条第 5 項の規定による実費弁償の程度は、別表第 1 のとおりとする。

一部改正〔平成 26 年規則 4 号・平成 29 年規則 33 号〕

(実費弁償請求書)

第 16 条 規則第 5 条の実費弁償請求書は、様式第 12 によらなければならない。

(身分を示す証票)

第 17 条 法第 10 条第 3 項において準用する方第 6 条 4 項の身分を示す証票は、様式第 13 による。

一部改正〔平成 26 年規則 4 号〕

(扶助金支給申請書)

第 18 条 規則第 6 条第 1 項の扶助金支給申請書は、様式第 14 によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第 6 条第 2 項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第 8 条第 2 項の支給基礎額の認定に必要な書類

(2) 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

(3) 打切扶助金支給申請書については、第 1 号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

(扶助金の支給基礎額)

第 19 条 令第 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の扶助金の支給基礎額は、別表第 2 のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 1 (第 15 条関係)

1 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を 8 で除して得た額を勤務 1 時間あたりの給与額として職員の給与に関する条例 (昭和 42 年愛知県条例第 3 号) 第 15 条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例 (昭和 29 年愛知県条例第 1 号) 別表 1 の 1 による一般職員相当額以内

2 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその 100 の 3 の額を加算した額以内

一部改正 [昭和 43 年規則 55 号・44 年 49 号・45 年 90 号・46 年 79 号・48 年 2 号・73 号・94 号・50 年 81 号・51 年 82 号・52 年 70 号・53 年 79 号・54 年 49 号・55 年 45 号・56 年 64 号・57 年 47 号・59 年 82 号・60 年 77 号・87 号・61 年 75 号・62 年 72 号・63 年 56 号・平成元年 62 号・2 年 61 号・3 年 56 号・4 年 72 号・5 年 74 号・6 年 81 号・7 年 76 号・10 年 47 号・82 号・11 年 104 号・12 年 125 号・14 年 7 号・76 号・15 年 72 号・16 年 47 号・19 年 50 号・26 年 4 号・29 年 33 号]

別表 2 (第 19 条関係)

対象者	扶助金の支給基礎額
法第 7 条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) に規定する労働者でない者	事故発生の年の前 1 年間ににおけるその者の所得 (当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。) の額を 365 で除して得た額 (以下「基準収入額」という。) に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前 1 年間ににおける所得の額を 365 で除して得た額 (以下「標準収入額」という。) を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
法第 8 条の規定により救助に関する業務に協力した者	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令 (昭和 27 年政令第 429 号) 第 5 条に規定する給付基礎額の例による額

一部改正 [昭和 43 年規則 55 号・48 年 2 号・73 号・94 号・50 年 81 号・51 年 82 号・52 年 70 号・53 年 79 号・54 年 49 号・55 年 45 号・56 年 64 号・57 年 47 号・59 年 82 号・60 年 77 号・61 年 75 号・62 年 72 号・63 年 56 号・平成元年 62 号・2 年 61 号・3 年 56 号・4 年 72 号・5 年 74 号・6 年 81 号・7 年 76 号・10 年 47 号・82 号・11 年 104 号・19 年 50 号・20 年 49 号・24 年 39 号・25 年 4 号・29 年 33 号]

様式第1

(第6条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">物資保管第 号</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり物資の保管を命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 20%;">保 管 場 所</th> <th style="width: 15%;">保 管 期 間</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">物資保管第 号</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">住 所 氏 名 印 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="margin-top: 20px;">公用令書を受領しました。</p>
種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接統とする。

様式第2

(第6条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">物資収用 施設管理 土地 家屋 使用 物資 第 号</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり収用管理します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類 名称</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 10%;">所在場所</th> <th style="width: 10%;">範囲</th> <th style="width: 10%;">期 間</th> <th style="width: 10%;">引渡期日</th> <th style="width: 10%;">引渡場所</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	種類 名称	数 量	所在場所	範囲	期 間	引渡期日	引渡場所	備 考							・	・							・	・							・	・	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">物資収用 施設管理 土地 家屋 使用 物資 第 号</div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">住 所 氏 名 印 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="margin-top: 20px;">公用令書を受領しました。</p>
種類 名称	数 量	所在場所	範囲	期 間	引渡期日	引渡場所	備 考																										
						・	・																										
						・	・																										
						・	・																										



様式第3

(第6条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 変 更 令 書</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第9条第1項の規定による処分(公用令書 年 月 日第号)を、次のとおり変更しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更前の処分の内容</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更後の処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	変更前の処分の内容	変更後の処分の内容			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">公用変更令書</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>公用変更令書を受領しました。</p>		公用変更令書
変更前の処分の内容	変更後の処分の内容						
	公用変更令書						

様式第4

(第6条関係)

(第6条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 取 消 令 書</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第9条第1項の規定による処分(公用令書 年 月 日第号)を取り消しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">公用取消令書</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>公用取消令書を受領しました。</p>		公用取消令書
	公用取消令書		

様式第 5

(第 8 条関係)

一部改正〔昭和 50 年規則 81 号・平成 5 年 74 号〕

強 制 物 件 台 帳										
公 用 令 書	物 資 保 管		第	号	年	月	日			
	物 資 収 用									
	施 設 管 理									
	土 地 家 屋 物 資 使 用									
所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名 ( 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 )										
占 有 者 の 住 所 及 び 氏 名 ( 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 )										
公 用 令 書 の 内 容	種 名	類 称	数 量	保 管 場 所 又 是 所	所 在 所 範 囲	期 間	引 期	渡 日	引 渡 場 所	備 考
変 更 事 項 及 び そ の 理 由										
取 消 理 由										
損 失 補 償	種 名	類 称	請 求 額	請 求 年 月 日	請 求 者	補 償 額	補 償 年 月 日	備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とする。

様式第 6

(第 9 条関係)

一部改正〔昭和 50 年規則 81 号・平成 5 年 74 号・19 年 29 号・26 年 4 号〕

受 領 調 書			
<p>災害救助法第 9 条第 1 項の規定により<sup>収用</sup>使用する物資を、次のとおり受領しました。</p> <p>よつて、受領調書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を所持するものとします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> <p>受領者</p> <p>愛知県職員</p> <p>氏 名 印</p> <p>物資の所有者又は占有者</p> <p>氏 名 印</p> </div>			
公 用 令 書	物資収用 物資使用	第 号	年 月 日
種 類 及 び 数 量			
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 場 所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第7

(第10条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

<b>損 失 補 償 請 求 書</b>			
			年 月 日
愛知県知事 殿			
			住 所
			氏 名 印
(名称及び 代表者氏名)			
災害救助法第26条第2項において準用する同法第5条の2第3項の規定による 損失補償として、下記の金額を請求します。			
請求金額		円	
請求理由			
公 用 令 書	物 資 保 管	第 号	年 月 日
	物 資 収 用		
	施 設 管 理		
	土 地 家 屋 物 資 使 用		
添付書類			
1 算出明細書			
2 受領調書(写し)			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 8

(第 11 条関係)

一部改正〔昭和 50 年規則 81 号・平成 5 年 74 号・26 年 4 号〕

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

(表)

<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">                 従事命令第 号             </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">住 所 職 業 氏 名 年 月 日生 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">従事する業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事する場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事する期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 日間 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>出頭する日時及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	従事する業務		従事する場所		従事する期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで	出頭する日時及び場所		備 考		<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">                 従事命令第 号             </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">住 所 職 業 氏 名 印 年 月 日生 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="margin-top: 20px;">公用令書を午前 時 分受領しました。</p>
従事する業務											
従事する場所											
従事する期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで										
出頭する日時及び場所											
備 考											

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

(裏)

	<p>公用令書の交付を受けた者の心得</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所 要事項を記入し、記名押印のうえ、直ちに知事に提出してくだ さい。</li> <li>2 あなたは、この令書を持って指定の日時、場所に出頭し、係 員に届け出てください。</li> <li>3 あなたが負傷、病気等により指定の日時に出頭できない場 合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医 師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、 速やかに知事に提出してください。</li> <li>4 あなたが天災その他避けることのできない事故により指定 の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、 警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出 してください。</li> <li>5 あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救 助法第 32 条の規定により 6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰 金に処せられます。</li> </ol>
--	---

様式第9

(第11条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

一部改正〔昭和50年規則81号・平成5年74号・26年4号〕

取消従事 命 令 第 号	取消従事 命 令 第 号
公 用 取 消 令 書	受 領 書
住 所 職 業 氏 名 (名称及び 代表者氏名)	年 月 日 住 所 氏 名 印 (名称及び 代表者氏名)
災害救助法第7条第1項の規定による処分(公用令書 年 月 日第 号)を取り消しました。	愛知県知事 殿
年 月 日	公用取消令書を受領しました。
愛知県知事 氏 名 印	
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してくださ い。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

様式第 10

(第 13 条関係)

一部改正〔昭和 50 年規則 81 号・平成 5 年 74 号〕

救 助 従 事 者 台 帳						
公 用 令 書		第 号		年 月 日		
従事者	住 所			職 業		
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)			生年月日		
従 事 す る 業 務						
従 事 す る 場 所						
従 事 す る 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで 日間						
出 頭 す る 日 時 及 び 場 所						
公 用 令 書 取 消 理 由						
負 傷、病 気、死 亡 事 故 発 生 の 日 時 及 び 場 所						
事 故 発 生 の 原 因 及 び 状 況						
傷 病 名、傷 病 の 程 度 及 び 身 体 の 状 況						
備 考						
事故発生 のとき、本 人と親族 関係にあ つた主な 者の状況	氏 名	本人との 続 き 柄	生年月日	職業	備 考	
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
実 費 弁 償	実 費 弁 償 の 内 訳			支 年 月 日	給 日	備 考
	日 当	超 過 勤 務 手 当	旅 費			
	円	円	円	円	・ ・	
扶 助 金	扶 助 金 の 種 類		金 額	支 給 年 月 日		備 考
			円	・ ・		
				・ ・		
				・ ・		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第 11

(第 14 条関係)

一部改正 [昭和 50 年規則 81 号・平成 5 年 74 号・26 年 4 号]

5	従 事 不 能 届	年 月 日
	愛知県知事 殿	
	住 所	
	職 業	
	氏 名	印
		年 月 日生
	(名称及び 代表者氏名)	
	災害救助法第 7 条第 1 項の規定による公用令書 ( 年 月 日従事命令第 号) の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事するこ とができないので、関係書類を添えてお届けします。	
	記	
	理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。



様式第 12

(第 16 条関係)

一部改正 [昭和 50 年規則 81 号・平成 5 年 74 号・26 年 4 号]

<b>実 費 弁 償 請 求 書</b>			
			年 月 日
愛知県知事 殿			
住 所			
職 業			
氏 名 印			
(名称及び 代表者氏名)			
災害救助法第 7 条第 5 項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。			
請求金額 円			
公 用 令 書	従 事 命 令	第 号	年 月 日
従事した業務			
従事した場所			
従事した期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
添付書類 算出明細書			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 13

(第 17 条関係)

一部改正〔昭和50年規則81号・平成19年29号・26年4号〕

(表)

第 号	証 票	所 属 職 名 氏 名
上記の者は、災害救助法第 10 条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。		
なお、この証票の有効期間は、 年 月 日までとする。		
年 月 日交付		
愛知県知事 氏		名 印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(裏)

<p>災害救助法抜粋 (都道府県知事等の立入検査等)</p> <p>第 10 条 前条第 1 項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、前条第 1 項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>3 第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定は、前 2 項の場合に準用する。</p> <p>(指定行政機関の長等の立入検査等)</p> <p>第 6 条 1 及び 2 略</p> <p>3 前 2 項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 当該職員が第 1 項又は第 2 項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</p> <p>5 第 1 項及び第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p>注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>2 この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。</p>

様式第 14

(第 18 条関係)

一部改正〔昭和 50 年規則 81 号・平成 5 年 74 号・26 年 4 号〕

療 養 休 業 障 害 遺 族 打 撃 切 実 扶 助 金 支 給 申 請 書		年 月 日
愛知県知事 殿		
住 所 氏 名		印
災害救助法第 10 の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。		
申請金額 円		
公 用 令 書	第 号	年 月 日
従事者又は協力者	住 所	職 業
	氏 名	生年月日 . .
従事又は協力していた救助業務		
事故発生の日時及び場所		
事故発生の原因及び状況		
傷病名、傷病の程度及び身体の状況		
療養又は休業を要する見込期間		
事故発生のとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続 き 柄
		生年月日
		職 業
		備 考
添付書類 算出明細書		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 災害救助法適用基準（同法施行令）

### 1 適用の基準

- (1) 災害のための一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

### 2 適用基準（災害救助法施行令第 1 条第 1 項）

- (1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第 1 号）

市町村の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 〃	40 〃
15,000 〃	30,000 〃	50 〃
30,000 〃	50,000 〃	60 〃
50,000 〃	100,000 〃	80 〃
100,000 〃	300,000 〃	100 〃
300,000 〃		150 〃

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 2,500 以上に達した場合であって、市町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯以上に達したとき（第 2 号）

市町村の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上	15,000 〃	20 〃
15,000 〃	30,000 〃	25 〃
30,000 〃	50,000 〃	30 〃
50,000 〃	100,000 〃	40 〃
100,000 〃	300,000 〃	50 〃
300,000 〃		75 〃

ウ 被災世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、市町村で多数の世帯の住家が滅失したとき。

エ 被災世帯数が、ア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第 3 号後段）

- ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。
  - ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、あくまで世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
  - ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
  - ④ 多数の世帯とは、四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。
- (2) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき（第4号）

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。（基準省令第2第2号）

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
収容施設の 提供	避難所	<p>避難所設置のため支出することのできる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 基本額 1人1日当たり 330円</p> <p>(2) 加算額 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合、基本額＋当該特別な配慮のために必要な通常の実費</p>	避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
	応急仮設住宅	<p>1 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。</p> <p>2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p>	<p>1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み5,714,000円以内とする。</p> <p>2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p>

救 助 の 程 度 及 び 方 法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与の供給 1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に損害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。 2 炊出しその他による食品の給与は、被害者が直ちに食することのできる現物によるものとする。	1 炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食、副食、燃料等の経費として1人1日当たり1,060円以内とする。	炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生日から7日以内とする。
	飲料水の供給 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。	飲料水の供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生日から7日以内とする。

救助の程度及び方法			救助の期間																																										
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額																																											
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものである。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季 4月から 9月まで</th> <th>冬季 10月から 3月まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>18,800円</td> <td>31,200円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>24,200円</td> <td>40,400円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>35,800円</td> <td>56,200円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>42,800円</td> <td>65,700円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>54,200円</td> <td>82,700円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯 以上</td> <td>54,200円に、世帯人員が5人を越えて1人を増すごとに7,900円を加算した額</td> <td>82,700円に、世帯人員が5人を越えて1人を増すごとに11,400円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により損害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季 4月から 9月まで</th> <th>冬季 10月から 3月まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>6,100円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8,300円</td> <td>10,300円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>12,400円</td> <td>18,400円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>15,100円</td> <td>21,900円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>19,000円</td> <td>27,600円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯 以上</td> <td>19,000円に、世帯人員が5人を越えて1人を増すごとに2,600円を加算した額</td> <td>27,600円に、世帯人員が5人を越えて1人を増すごとに3,600円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯</p> <p>その都度厚生労働大臣に協議して決定する額</p>	季別 世帯区分	夏季 4月から 9月まで	冬季 10月から 3月まで	1人世帯	18,800円	31,200円	2人世帯	24,200円	40,400円	3人世帯	35,800円	56,200円	4人世帯	42,800円	65,700円	5人世帯	54,200円	82,700円	6人世帯 以上	54,200円に、世帯人員が5人を越えて1人を増すごとに7,900円を加算した額	82,700円に、世帯人員が5人を越えて1人を増すごとに11,400円を加算した額	季別 世帯区分	夏季 4月から 9月まで	冬季 10月から 3月まで	1人世帯	6,100円	10,000円	2人世帯	8,300円	10,300円	3人世帯	12,400円	18,400円	4人世帯	15,100円	21,900円	5人世帯	19,000円	27,600円	6人世帯 以上	19,000円に、世帯人員が5人を越えて1人を増すごとに2,600円を加算した額	27,600円に、世帯人員が5人を越えて1人を増すごとに3,600円を加算した額	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
	季別 世帯区分	夏季 4月から 9月まで	冬季 10月から 3月まで																																										
	1人世帯	18,800円	31,200円																																										
2人世帯	24,200円	40,400円																																											
3人世帯	35,800円	56,200円																																											
4人世帯	42,800円	65,700円																																											
5人世帯	54,200円	82,700円																																											
6人世帯 以上	54,200円に、世帯人員が5人を越えて1人を増すごとに7,900円を加算した額	82,700円に、世帯人員が5人を越えて1人を増すごとに11,400円を加算した額																																											
季別 世帯区分	夏季 4月から 9月まで	冬季 10月から 3月まで																																											
1人世帯	6,100円	10,000円																																											
2人世帯	8,300円	10,300円																																											
3人世帯	12,400円	18,400円																																											
4人世帯	15,100円	21,900円																																											
5人世帯	19,000円	27,600円																																											
6人世帯 以上	19,000円に、世帯人員が5人を越えて1人を増すごとに2,600円を加算した額	27,600円に、世帯人員が5人を越えて1人を増すごとに3,600円を加算した額																																											



救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
医療 及び 助産	<p>1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤及び治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>	<p>医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費</p> <p>(2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額</p> <p>(3) 施術者による場合 協定料金の額</p>	<p>医療を実施する期間は、災害発生日から14日以内とする。</p>
	助産	<p>1 助産は、災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>(2) 助産師による場合 慣行料金の8割に相当する額</p>
被災者の救出	<p>災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出するものとする。</p>	<p>災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生日から3日以内とする。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">災害に 被災した 住宅の 応急修 理</p>	<p>1 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したものに対して行うものとする。</p> <p>2 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする</p>	<p>被災した住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり 567,000 円以内とする。</p>	<p>被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完了するものとする。</p>
<p>救助の程度及び方法</p>			<p>救助の期間</p>
<p>救助の種類等</p>	<p>救助の対象及び方法</p>	<p>費用の種類及び限度額</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生業に 必要な 資金の 貸与</p>	<p>1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であって、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であって、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。</p>	<p>生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、1 件（1 世帯）当たり生業費については、30,000 円以内、就職支度費については 15,000 円以内とする。なお、貸与の条件は次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与期間 2 年以内</p> <p>(2) 利子 無利子</p> <p>(3) 担保 連帯保証人 1 人</p>	<p>生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 箇月以内に完了するものとする。</p>

<p>学用品の給与</p>	<p>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の商学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校の等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の校規課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等卵、高等専門学校専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 教科書（小学校児童及び中学校生徒に対して給与する場合にあっては教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材であって、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものをいい、高等学校等生徒に対して給与する場合にあっては正規の授業で使用する教材をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 文房具</p> <p>(3) 通学用品</p>	<p>学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 教科書代 教科書の実費</p> <p>(2) 文房具費及び通学用品費</p> <p>小学校児童1人当たり 4,200円</p> <p>中学校生徒1人当たり 4,500円</p> <p>高等学校生と1人当たり 4,900円</p>	<p>学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。</p>
---------------	--	---	--

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
埋葬	<p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。</p> <p>(1) 棺（附属品を含む。）又は棺材</p> <p>(2) 火葬又は土葬</p> <p>(3) 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金等雇用費を含み、次の額の範囲内とする。</p> <p>満12歳以上の者 1体当たり 208,700円</p> <p>満12歳未満の者 1体当たり 167,000円</p>	<p>埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
死体の搜索	<p>死体の搜索は、災害のために現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>	<p>死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>

死 体 の 処 理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検索</p>	<p>死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用</p> <p>1 体当たり 3,400 円</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用</p> <p>次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額（ドライアイスの購入等が必要な場合にあつては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額）</p> <p>ア 既存建物を利用する場合</p> <p>施設の借上費として当該地域における通常の実費</p> <p>イ 既存建物を利用することができない場合</p> <p>1 体当たり 5,300 円（輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>(3) 検索のための費用</p> <p>救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額</p>	<p>死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。</p>
障 害 物 の 除 去	<p>障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運びこまれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。</p>	<p>障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1 世帯当たり 134,300 円以内とする。</p>	<p>障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。</p>
救 助 の 程 度 及 び 方 法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
及 び 賃 金 職 員 雇 上 費 の 支 出	<p>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被災者の避難の場合</p> <p>(2) 救済用物資の整理及び配分の場合</p> <p>(3) 飲料水の供給の場合</p> <p>(4) 医療及び助産の場合</p> <p>(5) 災害にかかった者の救出の場合</p> <p>(6) 死体の捜索の場合</p> <p>(7) 死体の処理の場合</p>	<p>応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。</p>

# 愛知県応急用米穀取扱要領

(災害救助法又は国民保護法の適用のない場合の応急用米穀の取扱)

## 1 目的

大規模の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に、知事又は市町村長が必要と認める時は、被災者等への炊き出し給食（乾パン及び乾燥米飯を含む、以下同じ。）を行い、もって主食の供給について適切な措置を講ずるものとする。

## 2 炊き出し給食を実施する場合の基準

次に掲げる災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に行う。

- (1) 地震
- (2) 大火災
- (3) 風水害
- (4) その他の災害等

## 3 給食の実施者

知事又は市町村長

## 4 実施に係る調査

炊き出し給食を実施しようとする者は、災害又は被害の予想を的確に調査し、その必要量を把握するものとする。

## 5 米穀の売却の依頼

- (1) 知事は、市町村長から炊き出し給食を実施する旨の通知があった場合、この内容を審査し、適切と認めたときは、農林水産省（生産局）へ売却の依頼を行うものとする。
- (2) 知事は、自ら炊き出し給食を実施しようとする時は、農林水産省（生産局）へ売却の依頼を行うものとする。

## 6 協議

知事は、東海農政局長に売却の依頼をした場合、次の事項について協議をするものとする。

- (1) 売却量
- (2) 売却金額
- (3) 売却される米穀（乾パン・乾燥米飯）の概要
- (4) 売却地、売却倉庫名等
- (5) 支払い方法
- (6) 輸送の方法

## 7 売却決定の通知

- (1) 知事は、農林水産省（生産局）と協議し、これが整い、かつ売却の決定の通知を受けた時は、速やかに炊き出しし、給食を実施する。
- (2) 知事は、市町村長からの依頼によりこの協議をし、これが整い、かつ売却決定の通知を受けた時は、速やかに依頼した市町村長へこの内容を通知する。

## 8 事後処理の特例

この要領による事務は文書により処理することとするが、災害時にあつては交通の途絶等の事態が生じることとも想定されるので、この際には電話等その他の通信方法によることとして差し支えない。

## 9 市町村長が自ら主食を確保する場合

市町村長は米穀届出事業者又は愛知県米穀販売事業者協議会との間で事前に応急時の米穀の購入に関する協定を締結し、米穀の確保に万全を期すように配慮すること。

附 則

この要領は、昭和 57 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 8 日に施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

# 例 文 1

(市町村長からの売却の依頼)

番 号  
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

市 町 村 長

## 応急用米穀の売却について (依頼)

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分△△地震 (震源地三河湾沖、震度6～7) が発生し、本市 (町、村) ◇◇地区及び△△地区において家屋の倒壊◎◎戸、半壊▽▽戸の被害を受けました。

ついては、これらを始めとする被災者等に炊き出し給食を実施したいので、下記によりこの手配について御配慮ください。

記

### 1 売却希望数量

〇〇kg

積算基礎等 (1) 対象戸数 〇〇戸

(2) 対象人員 〇〇〇人

被災者 〇〇人

救いゆつ者 〇〇人

(3) 給食数 延べ〇〇食

被災者 〇〇食

救いゆつ者 〇〇食

(4) 給食対象期間

平成〇年〇〇月〇〇日から

平成△年△△年△△日まで

### 2 輸送方法等

輸送可能車両 〇台 (〇〇トン・トラック〇〇台)

### 3 その他

緊急輸送道路 (県道〇〇◇◇線) は橋りょう (□□橋) が破損しているため不通である。

## 例 文 2

(知事から農林水産省(生産局)へ依頼)

番 号  
年 月 日

東 海 農 政 局 長 殿

愛 知 県 知 事

### 応急用米穀の売却について(依頼)

このことについて、下記により炊き出し給食(乾パン及び乾燥米飯を含む。以下同じ。)を実施したいので御配慮ください。

記

- 1 炊き出し給食の実施者
- 2 災害の種類
- 3 被害の状況
- 4 売却希望米穀(乾パン・乾燥米飯)の数量
- 5 売却地、倉庫名及び業者等の希望
- 6 輸送の方法



# 例 文 3

(知事から市町村長への通知)

番 号  
年 月 日

市 町 村 長 殿

愛 知 県 知 事

## 応急用米穀の売却について（回答）

平成〇年〇月〇日付け△△□□号で依頼のありましたこのことについて、農林水産省（生産局）との協議の結果、下記により売却が決定されました。

記

- 1 売却量
- 2 売却される米穀（乾パン・乾燥米飯）の概要
- 3 売却金額
- 4 支払方法
- 5 売却地等
- 6 出庫証又は荷渡指図書番号

# 例 文 4

## (災害時における米穀の売却に関する協定書)

### (趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における米穀の売却に関して愛知県〇〇市（以下「甲」という。）が愛知県米穀販売事業者協議会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (要請の手続き)

第2条 甲は米穀の売却の要請に当たっては、米穀の数量、履行地等及びその他必要と認める事項をもって乙に連絡するものとする。

ただし、緊急の場合は電話等その他通信方法によることができる。この場合において甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

### (協 力)

第3条 乙は前条の要請があった時は、乙の組合員である米穀届出事業者（以下「丙」という。）への指示等可能な限り甲に協力するものとする。

### (売 却)

第4条 乙の指示を受けた丙は、甲へ米穀を売り渡すものとする。

### (協 議)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

### (適 用)

第6条 この協定は、平成〇年〇月〇日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

(注) 米穀届出事業者との協定書については、適宜、変更して作成すること。

# 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における 災害救助用米穀の取扱要領

昭和 61 年 8 月 20 日 制 定

平成 16 年 10 月 8 日 一部改正

平成 19 年 3 月 26 日 一部改正

## 1 趣 旨

この要領は、災害時に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救助を行う場合をいう。以下同じ。）において、知事又は当該災害地を管轄する市町村長が農林水産省（生産局）に対して緊急な引渡しを要請をして引き取る、政府倉庫、政府サイロ及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯（以下「災害救助用米穀」という。）の引取りの円滑を期するための手続について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 引取りの手続

### （1）災害地域が連絡可能で知事の指示が受けられる場合

ア 市町村長は、り災者に炊き出し給食を行うため米穀を必要とする場合は、速やかに災害救助用米穀緊急引渡申請書（様式 1）を作成し、知事（名古屋市長にあつては直接、その他の市町村長にあつては県農林水産事務所長経由とする。以下同じ。）に提出する。ただし、やむを得ない事情により申請書の提出が困難なときは、申請書に記載すべき事項を明確にして、電信、電話等に要請する（この場合、事後速やかに所定の申請書を提出すること。）。

イ 知事は、前項の申請により災害救助用米穀の緊急引渡要請数量を決定し（り災者 1 食当たり 150 グラムを目安とする。）、農林水産省（生産局）に申請書（様式 1 に準ずる。）を提出する。そして、農林水産省（生産局）と政府所有米穀の売買契約を締結のうえ、荷渡指図書を受領し、これにより倉庫から現品を引取り、市町村長に引き渡す。

なお、知事は、緊急事態のため、前記手続をとるとまがないときは、申請書に記載すべき事項を明確にして電信、電話等により農林水産省（生産局）に要請し、直接又は引取人（県農林水産事務所長、市町村長、米穀届出事業者等をいう。）を指定して、倉庫から受領証（様式 2）と引換えに現品を受領し、当該市町村長に引き渡すものとして、事後速やかに所定の手続を行う。

### （2）災害地域が孤立化したため、知事の指示が受けられない場合

災害地の市町村長は、交通及び通信が断絶し、孤立化したため災害救助用米穀の緊急引取りについて（1）による知事の指示を受けることができない場合で、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に災害救助米穀の緊急の引渡しを受ける必要のある場合は次による。

ア 市町村長は、当該地区を管轄する地域課長（地域課長に連絡のとれないときは、当該地域課の保管業務担当者である農林水産省（生産局）の職員）（以下「地域課長等」という。）に対し、文書（様式 1 に準ずる。）により災害救助用米穀の緊急引渡しを受けた旨の要請を行い、倉庫から受領証（様式 2）と引換えに現品を受領し、り災者に炊き出し給食する。

なお、市町村長は、地域課長等に対し連絡がとれないため、前記要請ができない場合には、倉庫の責任者に対して直接文書で（様式1に準ずる。）により緊急引渡しの要請を行い、受領証（様式2）と引換えに現品を受領する。

イ 市町村長は、前項の措置を実施した場合は、連絡のつき次第速やかに災害救助用米穀緊急引渡実績報告書（様式3）を知事に提出する。

ウ 知事は、前項により提出された報告書に基づき、実引取日ごとに農林水産省（生産局）と政府所有米穀の売買契約を締結し、現品購入手続を行う。

附 則

この要領は、昭和61年8月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年10月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年3月26日に施行する。

## ○ 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領に改正する理由

- 1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）が施行され、国は国民保護法が発動された場合に備蓄米穀を都道府県知事に緊急的に供給するため、「災害救助法又国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」（平成 18 年 6 月 15 日付け 18 総食第 294 号 総合食料局長通知）を制定したため改正するものである

(様式1)

## 災害救助用米穀緊急引渡申請書

年 月 日

愛知県知事殿

市町村長 ㊤

このことについて、災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領に基づき、下記のとおり申請します。

記

### 1 災害の種類

### 2 被害状況及び地域

### 3 申請数量

品目	対象者	対象戸数	対象人員	延食数	基準量	申請数量	備考
		戸	人	食	g	kg	

### 4 引取希望倉庫名及び道路状況

### 5 その他特記事項

(様式2)

# 受 領 証

災害救助用米穀 (品目)	数 量 (kg)

倉所倉番	品 目	産 年	銘 柄	等 級	包 装	量 目	数 量

災害救助用米穀として、上記のとおり受領いたしました。

年 月 日

(倉 庫) 殿

(受 領 者) 印

[備 考]

(運搬車両ナンバー、指定引取人氏名 (押印) 等を記入すること。)

(様式3)

## 災害救助用米穀緊急引取実績報告書

年 月 日

愛知県知事殿

市町村長 ㊦

(災害の種類)の被災により当地が孤立し、災害救助用米穀の緊急引取りについて指示を受けることが出来なかったため、現在倉庫において米穀を別表のとおり引取り、り災者に炊き出し給食いたしました。

(別表)

引取年月日	倉庫名	倉所倉番	品目	産年	銘柄	等級	包装	量目	数量	累計数量	引取区分	炊出給食実績

- (注) 1 引取区分欄は、要領により市町村長が地域課長等に要請し緊急引取りした分をAと記入し、直接倉庫責任者に要請し緊急引取りした分をBと記入すること。
- 2 炊出給食実績欄は、詳細に記入すること。
- 3 この報告書を市町村長が知事に提出する場合は、県農林水産事務所長経由(名古屋市は直接)で提出すること。



## 応急仮設住宅建設可能場所

番号	名 称	所 在 地	建設可能戸数	有効面積 (㎡)	備 考
1	後 山 公 園	桜作 501	45	3,894	公園
2	血 の 池 公 園	城屋敷 410	16	1,462	公園
3	長 湫 南 部 公 園	根嶽 1102	18	2,400	公園
4	草 掛 公 園	東原 70, 71	8	609	公園
5	中 川 原 公 園	上川原 11-1	12	1,166	公園
6	市民テニスコート	岩作中権代 47	14	1,116	テニスコート、駐車場
7	仲 作 田 公 園	作田二丁目 1901	8	1,502	公園
8	杓 ヶ 池 公 園	杓ヶ池 1001~1005	14	1,480	公園
9	三 ヶ 峯 第 2 公 園	岩作三ヶ峯 19-1	12	3,700	公園
合計				9 箇所	

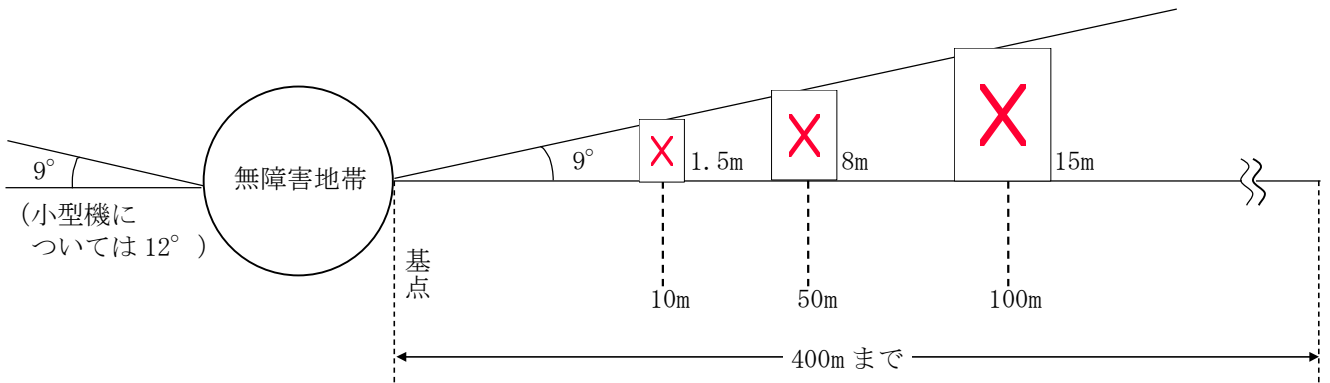
## 長久手市建設業協会一覽表

名 称	電話番号	郵便番号	住 所
(株) 加 藤 組	62-0309	480-1304	郷前 2262
(株) 川 本 工 務 店	63-3333	480-1167	仲田 605
マセキ建設(株)	62-3747	480-1103	岩作床寒 5-1
松 原 建 設 (株)	62-0068	480-1103	岩作色金 34
山 田 重 建 (株)	62-0849	480-1122	城屋敷 1801
(株) 青 山	62-2701	480-1103	岩作中縄手 59-6

## ヘリコプター臨時離発着場

ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

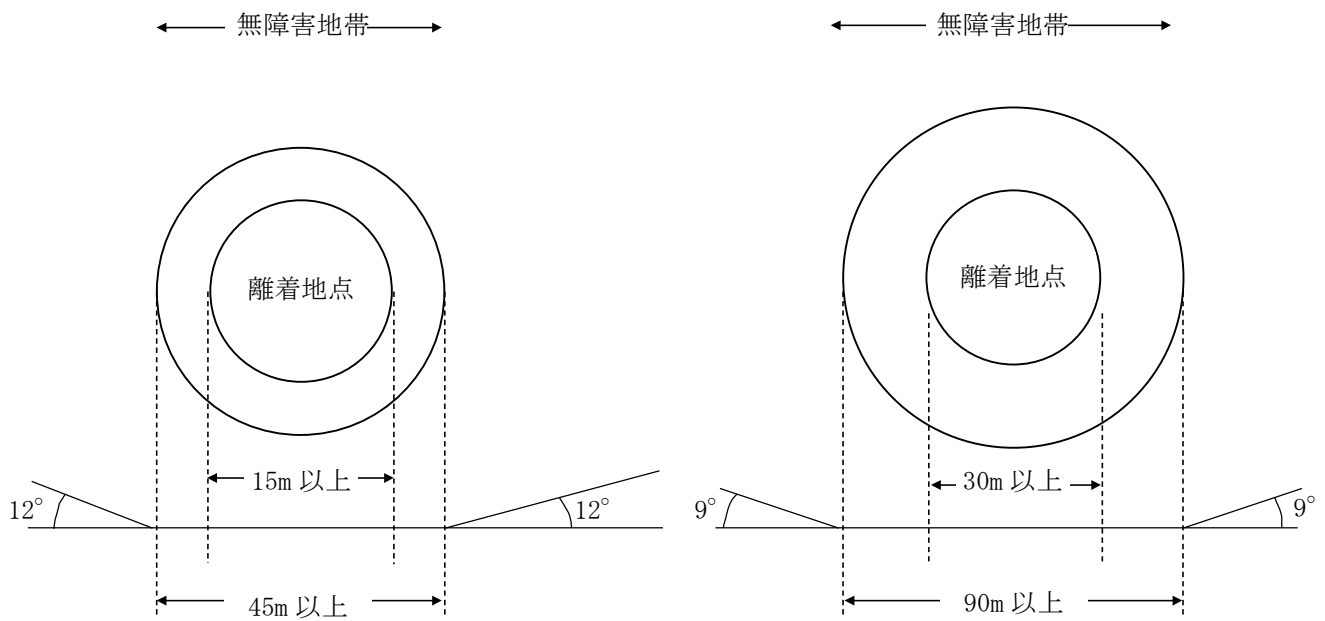
- 1 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



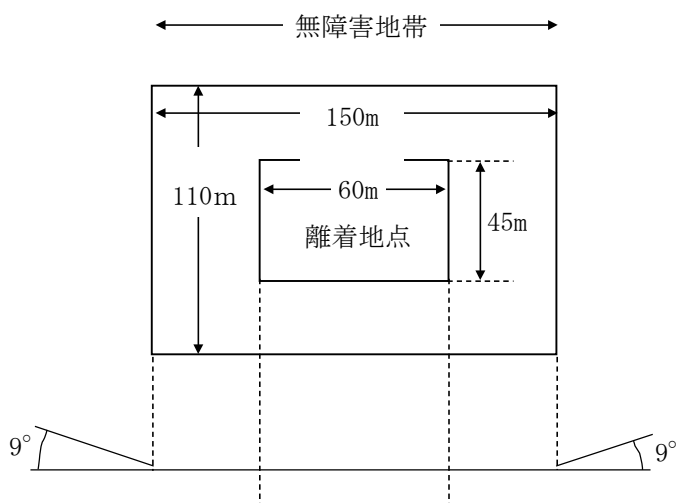
### a 離着地点及び無障害地帯の基準

(a) 小型機（OH-6）の場合

(b) 中型機（UH-60J）の場合



(c) 大型機（CH-47）の場合

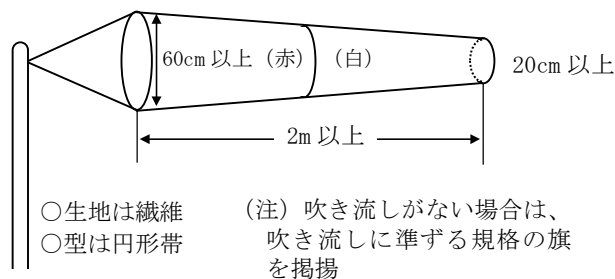
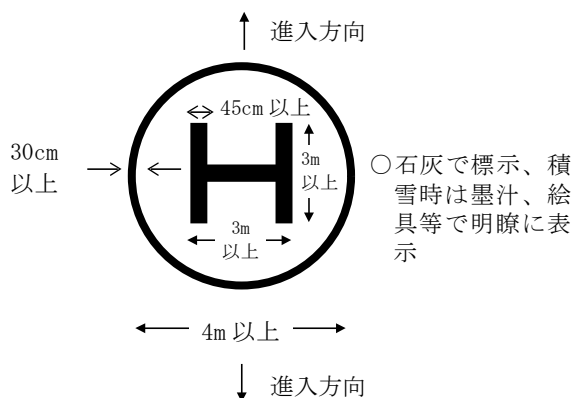


b 離陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

2 着陸地点には、下記基準のⓂ記号を風と平行方法に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

a Ⓜ記号の基準

b 吹き流しの基準



危害予防の措置

- 離発着地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。  
また、障害のあるおそれのあるもの（サッカーゴール等）は撤去する。
- 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。また、飛散のおそれのあるものは撤去する。
- 緊急事態発生時のために、消火器（20型2本以上）を準備する。
- ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの陸着陸等について広報を実施する。

## ヘリポート設置可能場所

名 称	所 在 地	電話番号	面積 (m <sup>2</sup> )	経度(東経)			緯度(北緯)			機種別	備 考
				度	分	秒	度	分	秒		
後 山 公 園	桜作 501	63-1111	10,000	137	02	11	35	10	19	小型	
長久手中学校グラウンド	岩作平子 38	62-0009	8,778	137	03	16	35	10	23	小型	
市 民 野 球 場	岩作琵琶ヶ池 55-1	63-1000	11,147	137	03	52	35	10	14	小型	
西 小 学 校 グ ラ ン ド	打越 901	62-2936	9,283	137	02	07	35	10	21	小型	
長久手スポーツの杜	岩廻間 2726	63-1000	10,502	137	03	74	35	11	15	小型	県緊急ヘリポート 登録済み

## 災害派遣手当等の支給に関する条例

(昭和 38 年 4 月 1 日条例第 16 号)

改正 昭和 62 年 3 月 27 日条例第 4 号  
平成 7 年 6 月 20 日条例第 13 号  
平成 18 年 3 月 29 日条例第 1 号  
平成 26 年 3 月 31 日条例第 3 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 44 条において準用する場合を含む。 )及び大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)第 56 条第 1 項に規定する職員(以下「派遣職員」という。 )の災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 154 条において準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 44 条において準用する場合にあっては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当。以下「災害派遣手当等」という。 )の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第 2 条 災害派遣手当等は、派遣職員がその住所又は居所を離れて長久手市の区域に滞在する期間及び施設の利用基準に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項の期間は、派遣職員が長久手市の区域内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(支給方法)

第 3 条 前条に規定する災害派遣手当等の支給方法は、一般職員に支給される諸手当の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 62 年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 7 年条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 18 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別 表（第 2 条関係）

施設の利用基準 長久手市の 区域に滞在する期間	（1日につき） 公共施設又はこれ に準ずる施設	（1日につき） その他の施設
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円





## 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく区影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが大きくなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物、構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある地震が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新しい事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、変更します。

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
1.5	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転している、揺れに気付く人がいる。				鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる場合がある。

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
4.5	5(弱)	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 断水、停電が発生することがある。 地震管制装置付きのエレベーターは、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	地盤に亀裂や液状化が生じることがある。 斜面において落石やがけ崩れが発生することがある。
5.0								
5.5	5(強)	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.0	6(弱)	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性が高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのため対策として、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	地割れやがけ崩れや地すべりが発生することがある。

6.5	6(強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。 耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い住宅でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が増える。	広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	大きな地割れ、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものが増える。 耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が増える。まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が増える。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が増える。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		



## 愛知中部水道企業団指定給水装置工事事業者一覧表

令和 3 年 1 月 1 日現在

名 称 (50 音順)	住 所	電 話
(有) 愛 成 住 宅 設 備	岩作中島 58 番地	6 1 - 6 1 6 6
ア オ ヤ マ 商 会	丸根 212	6 2 - 6 0 6 5
(株) 青 山	岩作中繩手 59-6	6 2 - 2 7 0 1
(株) 江 原 工 業	岩作色金 3-6	6 2 - 3 3 0 9
(株) 酒 越 管 工	岩作南島 23	6 2 - 0 1 5 4
林 設 備	岩作権代 28-1	6 2 - 2 4 8 3
松 原 建 設 (株)	岩作色金 34 番地	6 2 - 0 0 6 8
森 下 工 務 店	岩作元門 38-1	6 2 - 0 0 5 8
(株) 山 ト シ 設 備	城屋敷 210	6 2 - 0 1 5 9
(株) ラ イ フ サ ポ ー ト	岩作三ヶ峯 2 番地 530	6 2 - 8 0 3 4

## 高 層 建 築 物

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

階 層	5 階	6 階	7 階	8 階	9 階	10 階	11 階	12 階	13 階	14 階	15 階
棟 数	36	33	26	9	7	6	7	1	6	5	12

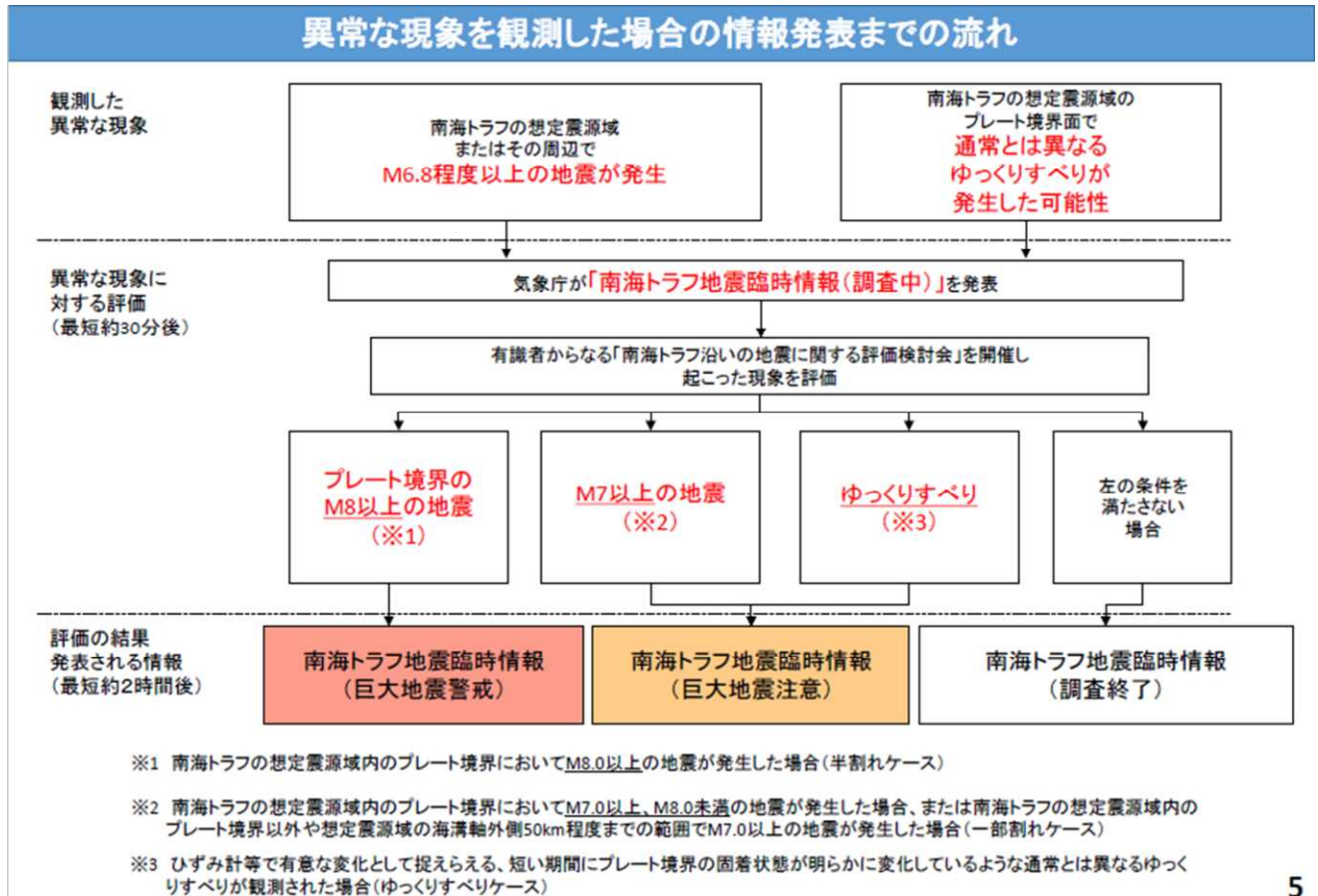
名 称	所 在 地	用 途	延べ面積 (×100m <sup>2</sup> )	高さ (m)	階 層	
					地上	地下
アクシーズ菖蒲池 1 番館	菖蒲池 1605-2	共同住宅	50	37	13	1
アクシーズ菖蒲池 2 番館	菖蒲池 1605-1	共同住宅	50	37	13	1
エスポア 藤ヶ丘 II	塚田 2021	共同住宅	22	38	13	1
グローリアス長久手 図書館通り	山桶 202	共同住宅	50	40	14	0
ジーオ長久手マンション	岩作中権代 57-2	共同住宅	32	37	13	0
サンハウス長久手	蟹原 2302	共同住宅	73	41	14	0
センチュリースクエア 藤ヶ丘	荒田 1-2	共同住宅	126	43	15	1
藤和シティコープ藤ヶ丘 II	塚田 1801	共同住宅	34	32	11	1
バンベール 藤ヶ丘	下川原 14-10	共同住宅	60	39	14	0
ファミリー藤ヶ丘 2 番館	鴨田 301	共同住宅	37	44	15	0
ファミリー藤ヶ丘 3 番館	鴨田 302	共同住宅	58	35	12	0
ライオンズマンション 藤ヶ丘ガーデン	東原山 34-1	共同住宅	138	32	11	0
愛知県立大学 教育研究棟	茨ヶ廻間 1522-3	学 校	340	44	9	1
株式会社豊田中央研究所 事務棟	横道 41-1	事 務 所	150	33	7	0
愛知県農業総合試験場 中央研究棟	岩作三ヶ峯 1-1	研究施設	95	38	9	1
愛知医科大学病院 C 病棟	岩作雁又 21	病 院	170	49	11	0
愛知医科大学病院 D 病棟	岩作雁又 21	病 院	118	39	9	0
プレシラスシテイ ザ・シーズンズ A・B 棟	蟹原 1901	共同住宅	200	41	13	0
プレシラスシテイ ザ・シーズンズ C・D 棟	蟹原 1901	共同住宅	294	41	14	1
パークスクエア藤が丘 A・ B 棟	荒田 1-1	共同住宅	130	44	15	0
パークスクエア藤が丘 C 棟	荒田 1-1	共同住宅	76	44	15	1
パークスクエア藤が丘 D 棟	荒田 1-1	共同住宅	59	44	15	0
モアグレース枳ヶ池公園	蟹原 1302	共同住宅	43	44	15	1
ライオンズ藤が丘 リビングガーデンズ	西原山 16-6	共同住宅	93	44	15	0
セントアース共同住宅棟	西原山 1-1	共同住宅	314	44	15	0

名 称	所 在 地	用 途	延べ面積 (×100m <sup>2</sup> )	高さ (m)	階 層	
					地上	地下
セントハート藤が丘共同住宅	西原山 1-5	共同住宅	323	44	15	0
愛知医科大学病院中央棟	岩作雁又 1-1	病 院	886	70	15	1
ユニーブルはなみずき	打越 201-2	共同住宅	39	39	13	0
センチュリースクエア 藤が丘	荒田 1-2	共同住宅	126	44	15	1
セントアイナ藤が丘 ヴェロ棟	西原山 11-2	共同住宅	175	44	15	0
アネシア藤が丘ザ・テラス	南原山 25-1	共同住宅	38	44	14	0
T ステージ長久手 杵ヶ池公園	山野田 114	共同住宅	12	44	15	0

注1 高層建築物とは、消防法第8条の2で高さ31メートルを越す建築物をいう。

注2 数値等は、防火対象物実態調査表から引用。

## 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ





## 災害廃棄物仮置場予定地

名 称	所 在 地	有効面積 (m <sup>2</sup> )	備 考
卯 塚 墓 園	卯塚二丁目 303 番地	73,996	
市 民 野 球 場	岩作琵琶ヶ池 55-1	6,219	野球場

## 長久手市内医療機関一覧表

(令和 3 年 1 月 1 日現在)

No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目	病床数 (床)
1	愛知淑徳大学 クリニック	片平二丁目 17-18	62-1222	眼科・耳鼻咽喉科・リハ ビリ科・心療内科ほか	—
2	あいち脳神経クリニック	長久手市中央土地 区画整理事業地 7-3	61-6001	脳神経外科・内科・リハ ビリテーション科	—
3	朝日が丘整形外科	下山 48-1	64-2123	整形外科・リュウマチ科 リハビリテーション科	—
4	あやこ長久手皮ふ科	岩作西島 102 番地	56-9877	皮膚科	—
5	伊藤ウイメンズ クリニック	宮脇 918	62-6320	産科・婦人科	—
6	杵ヶ池KIDS クリニック	杵ヶ池 1506	63-8639	小児科・アレルギー科	—
7	杵ヶ池メンタル クリニック	戸田谷 1101	62-2782	精神科・神経科・心療内 科	—
8	おおた整形外クリニッ ク	市が洞二丁目 101	63-1717	整形外科、リハビリテー ション科	—
9	かおる耳鼻咽喉科・アレ ルギー科	池田 95-1	61-1234	耳鼻咽喉科・アレルギー 科	—
10	きとう眼科クリニック	下山 46-6	63-2200	眼科	—
11	くみた子ども クリニック	作田二丁目 1812	63-6665	小児科	—
12	こせんじょう通あんど うクリニック	仏が根 1827	63-0700	乳腺外科・肛門外科・消 化器内科	—
13	佐光内科	作田二丁目 1105	62-7011	内科・小児科・呼吸器科 胃腸科・循環器科	—
14	杉山耳鼻咽喉科	作田二丁目 1201	62-1952	耳鼻咽喉科	—
15	スズムラ眼科医院	氏神前 118	63-7733	眼科	—
16	祖父江クリニック	原邸 819	64-1170	内科・小児科・眼科	—
17	たんぼぼクリニック	丁子田 15-155	62-4099	内科・呼吸器科	—
18	堂森グリーンロード クリニック	城屋敷 1210	62-5800	内科・胃腸科・小児科	—
19	図書館通おかもと マタニティクリニック	岩作長箴 11-1	65-0301	産科・婦人科	—
20	図書館通りクリニック	仲田 1104	56-0093	内科・脳神経科・耳鼻咽 喉科	—
21	永井内科クリニック	氏神前 116	62-2233	内科・小児科・循環器科 呼吸器科・胃腸科	—
22	ながくて眼科	長久手中央土地区画 整理事業地内 イオ ンモール長久手 1F	76-6621	眼科	—
23	ながくて北川こども クリニック	氏神前 212 番地	63-6603	小児科	—
24	長久手こども クリニック	喜婦獄 915	63-3332	小児科	—
25	長久手耳鼻咽喉科	菖蒲池 103	63-7771	耳鼻咽喉科	—

No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目	病床数 (床)
26	長久手内科胃腸科	岩作中島 32-2	62-1120	内科・小児科・胃腸科	—
27	ながくて西クリニック	上川原 22-4	64-3737	内科・小児科 消化器科（胃腸科）	—
28	長久手南クリニック	市ヶ洞二丁目 1605	64-5667	脳神経外科、内科、リハ ビリ科ほか	—
29	長久手メンタル クリニック	仲田 804	56-7855	精神科・心療内科	—
30	なかた形成・皮ふ クリニック	仏が根 705 番地 1	56-1237	形成外科・皮膚科	—
31	名古屋脳神経外科 クリニック	下川原 10-1	63-1133	脳神経外科	—
32	医療法人 名古屋東クリニック	塚田 1320	63-5131	内科・小児科	—
33	西堀形成外科・皮フ科・ 麻酔科	下山 43 番 7 クレオ フューメビルディ ング 2 階	63-8400	形成外科・皮膚科・麻酔 科	—
34	二宮整形外科	久保山 806	63-5557	整形外科・リハビリ科	—
35	はなみずき皮ふ クリニック	桜作 1313	63-5400	皮膚科	—
36	ヒロ整形クリニック	山越 101-1	61-0707	整形外科・リハビリ科	—
37	ファミリークリニック優	根嶽 1403	64-5505	内科・消化器科・小児科	—
38	藤が丘北 佳クリニック	下山 46 番地 4	64-5617	内科・消化器科・皮膚科	—
39	まみレディース クリニック	市が洞一丁目 1301 番地	63-6100	婦人科	—
40	みかわクリニック	山越 303	64-7600	内科・呼吸器科・ アレルギー科・小児科	—
41	水野内科	岩作権田 22-2	63-4800	内科・小児科・ アレルギー科	—
42	宮地内科	杵ヶ池 611	61-1000	内科・小児科・ アレルギー科	—
43	もりの眼科	根嶽 805	64-3232	眼科	—

## 救急医療機関連絡先一覧表

No.	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目	病床数 (床)
1	愛知医科大学病院	岩作雁又 21	(0561) 62-3311	血管外科・小児科・産科 婦人科・脳神経外科 皮膚科・救命救急科ほか	900
2	東名病院	作田一丁目 1110	(0561) 62-7511	外科、内科、神経内科、 脊髄神経外科、循環器科、 消化器科、整形外科ほか	58
3	公立陶生病院	瀬戸市西追分町 160	(0561) 82-5101	内科、神経内科、呼吸器・ アレルギー疾患内科、消 化器内科、救急部ほか	633
4	東名古屋医師会 休日急病診療所	日進市蟹甲町中島 22	(0561) 73-7555	内科・小児科	—
5	愛知県救急医療 情報センター	名古屋市中区栄 4-14-28	(052) 263-1133	(医療機関が見つからない とき、症状にあわせた 医療機関を紹介)	—

## 愛知県内広域消防相互応援協定書

### (目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

### (協定市町等)

第 2 条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

### (対象とする災害)

第 3 条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

### (応援要請)

第 4 条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第 2 条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況

- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

( 応援隊の派遣 )

第 5 条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

( 応援隊の指揮 )

第 6 条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

( 経費の負担 )

第 7 条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

( 情報提供等 )

第 8 条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

( 実施細目 )

第 9 条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

( 協定市町等の変更に伴う取扱い )

第 10 条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、

当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長	松原武久
豊橋市長	早川勝
岡崎市長	柴田紘一
一宮市長	谷一夫
瀬戸市長	増岡錦也
知多中部広域事務組合管理者半田市長	榊原伊三
春日井市長	鵜飼一郎
豊川市長	中野勝之
津島市長	水谷尚
豊田市長	鈴木公平
西尾市長	本田忠彦
蒲郡市長	金原久雄
犬山市長	石田芳弘
常滑市長	石橋誠晃
江南市長	大池良平
尾西市長	大島晋作
小牧市長	中野直輝
稲沢中島広域事務組合管理者	服部幸道
新城市長	山本芳央

東海市長	鈴木淳雄
大府市長	福島務
知多市長	加藤功
尾張旭市長	谷口幸治
岩倉市長	石黒靖明
豊明市長	都築龍治
長久手町長	加藤梅雄
木曾川町長	山口昭雄
蟹江町長	佐藤篤松
幸田町長	近藤徳光
田原町長	白井孝市
渥美町長	山本道雄
衣浦東部広域連合長	永田太三
西春日井広域事務組合管理者	長瀬保章
海部東部消防組合管理者	桑野章
尾三消防組合管理者	久野知英
海部南部消防組合管理者	佐野峰夫
海部西部広域事務組合管理者	鷺野聡明
丹羽広域事務組合管理者	河田幸男
幡豆郡消防組合管理者	大河内光行
知多南部消防組合管理者	齋藤宏一
あすけ地域消防組合管理者	太田雅清



文 書 番 号  
平成 年 月 日

殿

要請者  
市町等名  
職・氏名 印

## 応 援 要 請 書

愛知県内広域消防相互応援協定第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 状 況	
必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員	
応援隊の主な任務	
集 結 場 所	
連絡担当者の氏名	
そ の 他 必 要 事 項	

## 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

(目 的)

第 1 条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する一般廃棄物処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、市町村等の間に相互応援についての必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第 2 条 この協定は、災害時のし尿及びごみ処理業務に関し、市町村等の相互間において締結するものとする。

(相互応援の範囲)

第 3 条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の総称によりし尿又はごみ処理が不能となったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるし尿又はごみが発生したとき等で、応援を要請する市町村等（以下「要請市町村等」という。）と要請市町村等からの要請を受け応援を実施する市町村等（以下「応援市町村等」という。）の合意が整ったときに限るものとする。

(応援要請等)

第 4 条 この協定に基づく応援の要請は、要請市町村等の長が応援市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援の要請は、次の事項をできるだけ明確にし、とりあえず電話等により行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 応援の要請は、要請市町村等の長が、第一次的には近隣の市町村等又は別表に掲げる同一ブロックの市町村等の長に対し行い、更に必要がある場合には、別のブロックの市町村等の長に対し行うものとする。

4 市町村等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請するものとする。

(応援の責務)

第 5 条 応援の要請を受けた市町村長の長は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援の要請を受けた市町村長の長は、前条の応援の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第7条 市町村等は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書115通を作成し協定市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成8年3月12日

名古屋市 長	西尾武喜	豊橋市 長	高橋アキラ
岡崎市 長	中根鎮夫	一宮市 長	神田眞秋
瀬戸市 長	井上博通	半田市 長	竹内弘
春日井市 長	鵜飼一郎	豊川市 長	田中泰雄
津島市 長	山田克己	碧南市 長	小林淳三
刈谷市 長	榎並邦夫	豊田市 長	加藤正一
安城市 長	杉浦正行	西尾市 長	本田忠彦
蒲郡市 長	鈴木克昌	犬山市 長	石田芳弘
常滑市 長	石橋誠晃	江南市 長	大池良平
尾西市 長	森秀夫	小牧市 長	中野直輝
稲沢市 長	服部幸道	新城市 長	山本芳央
東海市 長	久野弘	大府市 長	福島務
知多市 長	安藤嘉治	知立市 長	塚本昭二
尾張旭市 長	朝見政富	高浜市 長	森貞述
岩倉市 長	石黒靖明	豊明市 長	都築龍治
日進市 長	山田一磨	東郷町 長	武藤敏夫
長久手町 長	加藤梅雄	西枇杷島町 長	近藤勝美
豊山町 長	江崎定男	師勝町 長	長瀬保
西春町 長	上野政夫	春日町 長	丹羽弘昭
清洲町 長	武田晋	新川町 長	伊藤庄一
大口町 長	鈴木博	扶桑町 長	澤田正夫
木曾川町 長	山口昭雄	祖父江町 長	丹羽俊春
平和町 長	伊藤勇夫	七宝町 長	糸野章

美和町長	加藤龍夫	甚目寺町長	村上博光
大治町長	立松國慶	蟹江町長	佐藤篤松
十四山村長	佐野峰夫	飛島村長	佐野鳩
弥富町長	川瀬輝夫	佐屋町長	加藤義則
立田村長	井桁諭	八開村長	中野辰男
佐織町長	八木彰	阿久比町長	山内和夫
東浦町長	井村徳光	南知多町長	内田恒助
美浜町長	齋藤宏一	武豊町長	青木孝憲
一色町長	大河内光行	吉良町長	荒川淳
幡豆町長	深谷元二	幸田町長	大浦猶之
額田町長	神尾俊治	三好町長	塚本三千雄
藤岡町長	竹中徹哉	小原村長	水野武司
足助町長	真野昭一	下山村長	清水元久
旭町長	塚田武士	設楽町長	後藤米治
東栄町長	安藤孝	豊根村長	村松正清
富山村長	川上幸男	津具村長	加藤和年
稻武町長	太田雅清	鳳来町長	下江利幸
音羽町長	中森幸一	一宮町長	大谷汎
小坂井町長	藤田享	御津町長	深谷泰範
田原町長	白井孝市	赤羽根町長	鈴木甚吾
渥美町長	川口榮		
愛北衛生処理組合管理者		中部知多衛生組合管理者	
江南市長	大池良平	常滑市長	石橋誠晃
新城広域事務組合管理者		東部知多衛生組合管理者	
新城市長	山本芳央	大府市長	福島務
衣浦衛生組合管理者		西尾幡豆広域圏組合管理者	
高浜市長	森貞述	西尾市長	本田忠彦
常滑武豊衛生組合管理者		蒲郡市幸田町衛生組合管理者	
武豊町長	青木孝憲	蒲郡市長	鈴木克昌
豊川宝飯衛生組合管理者		逢妻衛生処理組合管理者	
豊川市長	田中泰雄	豊田市長	加藤正一
稻沢市外二町衛生組合管理者		渥美郡清掃施設組合管理者	
稻沢市長	服部幸道	田原町長	白井孝市
尾張東部衛生組合管理者		津島市ほか十一町村衛生組合管理者	
瀬戸市長	井上博通	津島市長	山田克己

小牧岩倉衛生組合管理者  
小 牧 市 長 中 野 直 輝  
尾張旭市長久手町衛生組合管理者  
尾 張 旭 市 長 朝 見 政 富  
刈谷知立環境組合管理者  
刈 谷 市 長 榎 並 邦 夫  
西知多厚生組合管理者  
知 多 市 長 安 藤 嘉 治  
西春日井郡東部衛生組合管理者  
西 春 町 長 上 野 政 夫  
豊田加茂広城市町村圏事務処理組合管理者  
豊 田 市 長 加 藤 正 一  
日東衛生組合管理者  
日 進 市 長 山 田 一 磨

知多南部衛生組合管理者  
美 浜 町 長 齋 藤 宏 一  
海部津島衛生組合管理者  
飛 島 村 長 佐 野 鳩  
江南丹羽環境管理組合管理者  
扶 桑 町 長 澤 田 正 夫  
北設衛生処理組合管理者  
設 楽 町 長 後 藤 米 治  
宝飯地区広城市町村圏組合管理者  
蒲 郡 市 長 鈴 木 克 昌  
尾三衛生組合管理者  
東 郷 町 長 武 藤 敏 夫  
立 会 人  
愛知県環境部長 伊 藤 廉

別 表

	市 町 村			一部事務組合
名古屋ブロック	名古屋市			
尾張西部ブロック	一宮市 江南市 岩倉市 師勝町 清洲町 扶桑町 平和町 甚目寺町 十四山村 佐屋町 佐織町	津島市 尾西市 西枇杷島町 西春町 新川町 木曾川町 七宝町 大治町 飛島村 立田村	犬山市 稲沢市 豊山市 春日町 大口町 祖父江町 美和町 蟹江町 弥富町 八開村	津島市ほか十一町村衛生組合 海部津島衛生組合 愛北衛生処理組合 江南丹羽環境管理組合 稲沢市他二町衛生組合 西春日井郡東部衛生組合 小牧岩倉衛生組合
尾張東部ブロック	瀬戸市 常滑市 大府市 豊明市 長久手町 南知多町	半田市 小牧市 知多市 日進市 阿久比町 美浜町	春日井市 東海市 尾張旭市 東郷町 東浦町 武豊町	尾張東部衛生組合 尾張旭市長久手町衛生組合 中部知多衛生組合 東部知多衛生組合 常滑武豊衛生組合 小牧岩倉衛生組合 尾三衛生組合 日東衛生組合 西知多厚生組合 知多南部衛生組合
西三河ブロック	岡崎市 豊田市 知立市 吉良町 額田町 小原村 旭町	碧南市 安城市 高浜市 幡豆町 三好町 足助町	刈谷市 西尾市 一色町 幸田町 藤岡町 下山村	蒲郡市幸田町衛生組合 衣浦衛生組合 刈谷知立環境組合 逢妻衛生処理組合 豊田加茂広域市町村圏事務処理組合 西尾幡豆広域圏組合 尾三衛生組合
東三河ブロック	豊橋市 新城市 豊根村 稲武町 音羽町 御津町 渥美町	豊川市 設楽町 富山村 鳳来町 一宮町 田原町	蒲郡市 東栄町 津具村 作手村 小坂井町 赤羽根町	宝飯地区広域市町村圏組合 北設衛生処理組合 渥美郡清掃施設組合 新城広域事務組合 豊川宝飯衛生組合 蒲郡市幸田町衛生組合

## 愛知県防災ヘリコプター支援協定

(目 的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 30 条第 2 項に基づき、愛知県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第 2 条 本協定に基づき市町村等が航空機の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第 3 条 この協定において、災害とは、消防組織法第 1 条に規定する災害をいう。

(支援要請)

第 4 条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第 30 条第 1 項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

2 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

(防災航空隊の派遣)

第 5 条 知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の活動)

第 6 条 前条第 1 項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第 7 条 愛知県は、第 4 条に基づく支援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第 8 条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第 9 条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適 用)

第 10 条 この協定書は、平成 24 年 1 月 4 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、知事及び市町村の長は、記名押印の上、各自それぞれ 1 通を保管する。

平成 24 年 1 月 4 日

愛知県知事 大村秀章

長久手市長 吉田一平



## 鉄道災害時における安全対策に関する覚書

愛知県消防長会の消防機関（以下「甲」という。）と名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、名古屋市交通局、豊橋鉄道株式会社、名古屋ガイドウェイバス株式会社及び愛知高速交通株式会社（以下「乙」という。）は、乙が営業している軌道敷内で、甲の出動を要する人身事故及び火災（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動及び公共交通機関の早期運転再開を実施するため覚書を交換する。

- 1 乙は、甲への通報に際し、甲が対応体制を整えるに必要な別表 1 に掲げる情報を、可能な限り通報するものとする。また、第 1 通報の後、甲が到着するまでの間において、その時に通報できなかった情報や新たな情報を得た場合についても、同様とする。
- 2 甲及び乙相互の情報連絡先は、別に定める。
- 3 乙は、甲の到着後、速やかに別表 2 に掲げる事項について、把握している情報を伝達するとともに、可能な限り、災害発生場所等への誘導を行うものとする。
- 4 甲は、消防活動に際して、乙が行っている安全管理措置を確認するとともに、消防活動上必要な範囲の列車停止、徐行などの運行方法について、乙に要請することができるものとする。
- 5 甲及び乙は、それぞれの責任において行う活動の状況について相互に情報交換を行うとともに、乙は、別表 3 に掲げる事項について可能な範囲で、甲に協力するものとする。
- 6 甲は、消防活動が終了した場合は、連々かに乙に連絡するものとする。また、乙は、運転規制の解除、変更の際して、甲に連絡するものとする。
- 7 乙が、鎮火させた軽微な火災に関し、甲が当該火災の鎮火の確認等を実施するために必要な措置については、別表 4 のとおりとする。
- 8 甲及び乙は、定期的な訓練の実施に努めるものとする。
- 9 甲及び乙は、二次災害の防止について、平常時においても、お互いに情報の交換又は提供を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。

平成 16 年 11 月 11 日

(甲) 愛知県消防長会 会長 田中辰雄 (名古屋市消防長)  
(乙) 名古屋鉄道株式会社 取締役副社長・鉄道事業本部長 田之上幹夫  
近畿日本鉄道株式会社 専務取締役・鉄道事業本部長 森下泰行  
名古屋市交通局 局長 吉井信雄  
豊橋鉄道株式会社 代表取締役社長 水野忠之  
名古屋ガイドウェイバス株式会社 代表取締役社長 長井隆弘  
愛知高速交通株式会社 代表取締役社長 神田真秋

別表 1

<p>1 鉄道事故等</p> <p>(1) 発生場所及び最寄り駅名</p> <p>(2) 事故内容、状況</p> <p>(3) 列車の運行状況</p> <p>(4) 避難状況及び死傷者数</p> <p>2 火災時</p> <p>(1) 出火点及び最寄り駅名</p> <p>(2) 燃焼物</p> <p>(3) 延焼状況及び煙の拡大状況</p> <p>(4) 列車の運行状況</p>
<p>1 災害状況</p> <p>2 列車の運行状況</p> <p>3 避難及び死傷者の状況</p> <p>4 監視員の配置状況</p> <p>5 電路遮断措置等</p> <p>6 活動あるいは避難上危険のあるものと、これに対する措置の状況</p> <p>7 換気、排煙設備の運転状況</p>
<p>1 消防活動を効率的に実施するために必要な施設（吸排気設備、車両等）の運転又は停止等の協議及び対応できる資器材等の提供</p> <p>2 災害状況の調査、活動内容などの情報交換</p> <p>3 関係機関の活動及び措置事項の情報交換</p> <p>4 その他、甲の消防活動上必要な事項</p>
<p>1 列車の運行を確保したうえで、甲が行う鎮火の確認等は次による。</p> <p>(1) 乙は、甲の軌道敷内立ち入りに際し、次の事項を確認し、甲の安全確保を図るものとする。</p> <p>ア 確認場所を通過する列車の徐行措置がとられていること。</p> <p>イ 確認場所の感電危険等に対する措置がとられていること。</p> <p>ウ 待避場所が確保できていること。</p> <p>エ 確認場所がずい道内である場合、照明が確保されていること。</p> <p>(2) 確認に伴う軌道敷内への立ち入り方法は、次によるものとする。</p> <p>ア 乙は、安全確保に必要な職員を同行させ、甲を誘導するとともに、監視員を配置し、列車の監視にあたること。</p> <p>イ 甲は、安全確保に留意するとともに、列車の安全運行に関し、乙の指示に従う。</p> <p>ウ 甲には、鎮火確認等に必要な権限を有する者を含むこと。</p> <p>2 甲の行う出火原因等の詳細な調査は、甲乙協議のうえ双方の立ち会いのもとで実施するものとする。</p>

## 愛知県下高速道路における消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、新城市、豊橋市、豊川市、岡崎市、豊田市、尾三消防組合、長久手市、名古屋市、尾張旭市、春日井市、小牧市、岩倉市、一宮市、稲沢市、海部東部消防組合、海部郡蟹江町、津島市、愛西市、海部南部消防組合、西春日井広域事務組合、東海市、大府市、豊明市及び衣浦東部広域連合（以下「協定市町組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第 1 条 この協定は、協定市町組合の区域内の高速自動車国道第一東海自動車道、高速自動車国道中央自動車道西宮線、高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線（名古屋高速道路（楠及び名古屋西ジャンクションに係るランプに限る。）を含む。）、高速自動車国道東海北陸自動車道、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線、一般国道 302 号（伊勢湾岸道路に限る。）、名古屋高速道路 4 号東海線、名古屋高速道路 6 号清須線、名古屋高速道路 11 号小牧線、名古屋高速道路 16 号一宮線及び県道日進瀬戸線（以下「高速道路」という。）において災害（火災又は救急業務を必要とする事故をいう。以下同じ。）が発生した際に、協定市町組合相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第 2 条 協定市町組合の長は、高速道路における災害の処理のため災害発生地の協定市町組合の長から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。  
2 高速道路のインターチェンジの所在する協定市町組合の消防機関が、高速道路における災害の発生を感知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市町組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

第 3 条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。

第 4 条 火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要がある場合は、第 2 条の規定により出動した消防隊等の属する協定市町組合の消防機関に災害の状況について通報を求めることができる。

第 5 条 第 2 条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

- (1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、当該消防隊等の属する協定市町組合の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、災害発生地の協定市町組合の負担とする。
- (2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する協定市町組合の負担とする。
- (3) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度関係協定市町組合の長が協議して定めるものとする。

第 6 条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年3月28日から効力を生ずる。
- 2 平成20年4月25日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」は、平成24年3月28日付けをもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書24通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成20年3月28日

新城市長	穂積亮次
豊橋市長	佐原光一
豊川市長	山脇 実
岡崎市長	柴田紘一
豊田市長	太田稔彦
尾三消防組合管理者	久野知英
長久手町長	吉田一平
名古屋市長	河村たかし
尾張旭市長	水野義則
春日井市長	伊藤 太
小牧市長	山下史守朗
岩倉市長	片岡恵一
一宮市長	谷 一夫
稲沢市長	大野紀明
海部東部消防組合管理者	村上浩司
蟹江町長	横江淳一
津島市長	伊藤文郎
愛西市長	八木忠男
海部南部消防組合管理者	服部彰文
西春日井広域事務組合管理者	長瀬 保
東海市長	鈴木淳雄
犬府市長	久野孝保
豊明市長	石川英明
衣浦東部広域連合長	竹中良則

# 災害協定一覽

## 物資供給

協定締結先	No	協定名	締結日
生活協同組合 コープあいち	1	災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定	平成 22 年 12 月 26 日
ユニー(株) アピタ長久手店	2	災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定	平成 18 年 12 月 25 日
生活協同組合 コープあいち	3	名古屋市近郊市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	平成 26 年 7 月 22 日
コカコーラボトラーズ ジャパン (株)	4	災害時における救援物資提供に関する協定	平成 27 年 7 月 29 日
あいち尾東農業協同組合	5	災害救助物資の緊急調達に関する協定	平成 27 年 11 月 16 日
イオンリテール(株) 東海・長野カンパニー 愛知事業部	6	災害時における物資調達に関する協定	平成 28 年 12 月 2 日
イケア・ジャパン (株)	7	災害時における物資の供給等に関する協定	平成 29 年 10 月 2 日
(株) L I X I L ビバ	8	災害時における物資の供給等に関する協定書	平成 30 年 3 月 28 日
(株) スギ薬局	9	災害時における物資の供給に関する協定	平成 31 年 1 月 30 日
中部薬品 (株)	10	災害時における物資の供給等に関する協定	令和 2 年 8 月 19 日
セツカートン (株)	11	災害時における物資の支援協力に関する協定	令和 2 年 8 月 27 日

## 物資輸送

協定締結先	No	協定名	締結日
ヤマト運輸 (株)	1	災害時における緊急物資輸送等に関する協定	平成 29 年 4 月 18 日
佐川急便 (株)	2	災害時における緊急物資輸送等に関する協定	平成 29 年 7 月 11 日
名鉄運輸 (株)	3	災害時における緊急物資輸送等に関する協定	平成 29 年 10 月 12 日

## 地図製品等

協定締結先	No	協定名	締結日
(株) ゼンリン	1	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成 28 年 2 月 9 日

## ボランティア

協定締結先	No	協定名	締結日
社会福祉法人長久手市 社会福祉協議会	1	災害時等におけるボランティア活動に関する協定	平成 23 年 4 月 7 日

## 燃料供給

協定締結先	No	協定名	締結日
一般社団法人愛知県 L P ガス協会中央支部 愛豊分会	1	災害時等におけるL P ガス等の支援協力 に関する協定	平成 21 年 7 月 10 日
(有) 加藤石油	2	災害時における燃料類の供給に関する協定	令和 2 年 10 月 29 日
大洋石油 (有)	3	災害時における燃料類の供給に関する協定	令和 2 年 10 月 29 日
(株) ワセ田	4	災害時における燃料の供給に関する協定	令和 3 年 1 月 18 日

## 医療

協定締結先	No	協定名	締結日
瀬戸旭長久手薬剤師会	1	災害時等における応急医薬品等の優先供給に 関する協定	平成 21 年 4 月 16 日
東名古屋長久手市医師会	2	災害時の応急救護に関する協定	平成 25 年 11 月 13 日
長久手歯科医会	3	災害時の歯科医療救護に関する協定	令和 3 年 1 月 13 日

## 応急対策

協定締結先	No	協定名	締結日
長久手建設業協会	1	災害時等における応急対策業務に関する協定	平成 24 年 6 月 15 日
公益社団法人 愛知県公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	2	災害時の応急対策の協力に関する基本協定	平成 25 年 2 月 22 日
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会	3	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	平成 27 年 8 月 11 日
長久手市 アマチュア無線クラブ	4	災害時における非常無線通信の協力 に関する協定	平成 27 年 11 月 12 日
太陽建機レンタル (株) 名東支店	5	災害用資機材の要請に関する協定	平成 28 年 3 月 24 日
一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	6	災害時における協力に関する協定	平成 28 年 3 月 24 日
長久手緑化事業協力会	7	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 28 年 6 月 3 日
長久手市市内郵便局	8	災害時における災害対策支援協力 に関する協定書	平成 30 年 2 月 2 日
(有)N&Ncorporation	9	災害用資機材の要請に関する協定	平成 30 年 10 月 31 日
日東工業 (株)	10	災害対策及び災害対応への協力に関する協定書	平成 31 年 3 月 25 日
原田車両設計 (株)	11	災害時におけるハイブリッドカーによる 電力供給に関する協定書	令和 2 年 2 月 12 日
建築・不動産関係団体	12	災害時における家屋被害認定業務に関する協定	令和 2 年 5 月 29 日
トヨタモビリティ 東名古屋 (株)	13	災害時における車両等の貸与等に関する協定 車両無償貸与に関する協定	令和 2 年 7 月 2 日
中部電力パワーグリッド 株式会社名東営業所	14	災害時における相互連携に関する協定	令和 3 年 3 月 8 日

## 応急救済

協定締結先	No	協定名	締結日
ユニー(株) アピタ長久手店	1	災害時における被災者の応急救済にかか る防災活動協力に関する協	平成 28 年 11 月 29 日
イオンモール(株)	2	災害時における被災者に対する防災活動協 力に関する協定	平成 28 年 12 月 2 日
尾張東流通センター(株)、 瀬戸総合卸売市場(株)	3	災害時における施設利用の協力に関する協 定	平成 30 年 5 月 7 日
愛知県社会保険労務士会	4	大規模災害時における労働・社会保険等 の相談に関する協定書	令和元年 5 月 14 日

## 放送等

協定締結先	No	協定名	締結日
ひまわり ネットワーク (株)	1	災害時の放送に関する協定	平成 20 年 4 月 21 日
(株) 尾張東部放送	2	災害時の放送に関する協定	平成 20 年 12 月 25 日
ヤフー (株)	3	災害に係る情報発信等に関する協定	平成 26 年 3 月 13 日

## 自治体等

協定締結先	No	協定名	締結日
瀬戸市、尾張旭市、 豊明市、日進市、東郷町	1	尾張東部地区災害相互応援に関する協定書	平成 8 年 8 月 30 日
国土交通省 中部地方整備局	2	災害時の情報交換に関する協定	平成 23 年 8 月 29 日
長野県 南木曾町	3	災害時相互応援協定	平成 24 年 11 月 8 日
宮城県 富谷町 (現富谷市)	4	災害時相互応援協定書	平成 25 年 1 月 23 日
瀬戸市、春日井市、 小牧市、尾張旭市、 豊明市、日進市、 清須市、北名古屋市、 東郷町、豊山町	5	愛知県東尾張地区における災害時相互 応援協定	平成 29 年 7 月 31 日



## 長久手市被災者生活再建支援金支給要綱

### (通則)

第 1 この要綱は、長久手市内で自然災害により生活基盤が著しい被害を受け、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。）が適用された世帯又は適用されなかった世帯に対し、予算の範囲内において、それぞれに長久手市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する場合に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害をいう。
- (2) 被災世帯 この要綱の施行日以後に生じた自然災害により被害を受けた世帯をいう。
- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。
- (5) 全壊世帯 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- (6) 大規模半壊世帯 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯
- (7) 半壊世帯 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊しているが、補修すれば元どおりになる程度であると認められる世帯
- (8) 半壊解体・敷地被害解体世帯 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (9) 長期避難世帯 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

### (法が適用された場合の支援金の支給)

第 3 市長は、被災者世帯のうち、法が適用された場合、次の各号に掲げる世帯の世帯主に、別表 1 に掲げる支援金を支給するものとする。

- (1) 全壊世帯
  - (2) 大規模半壊世帯
  - (3) 半壊世帯
- 2 支援金の支給は、口座振込による。

### (法が適用されなかった場合の支援金の支給)

第 4 市長は、被災世帯のうち、法が適用されなかった場合、次の各号に掲げる世帯の世帯主に、別表 2 に掲げる支援金を支給するものとする。

- (1) 全壊世帯
  - (2) 半壊解体・敷地被害解体世帯
  - (3) 長期避難世帯
  - (4) 大規模半壊世帯（(2)及び(3)に掲げる世帯を除く。）
- 2 加算支援金については、市内で住宅の再建を行う場合に限るものとする。
- 3 基礎支援金及び加算支援金の支給は、口座振込による。

(支給申請)

第5 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市が交付する証明書
- (2) 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市が交付する罹災証明書
- (3) 半壊解体・敷地被害解体世帯が申請するときは、住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書
- (4) 半壊解体・敷地被害解体世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯が申請するときは、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書
- (5) 長期避難世帯が申請するときは、当該世帯に該当する旨の市が交付する証明書
- (6) 加算支援金の支給を申請するときは、住宅を建設、購入、補修又は賃貸借を行ったことを示す、支援対象者又は支援対象者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画
- (7) 振込先口座を確認できる預金通帳の写し等の書類

(8) その他、市長が必要と認める書類

(申請期間)

第6 第5の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、別表1にあっては13月を経過する日まで、また、別表2の基礎支援金にあっては13月を経過する日まで、加算支援金にあっては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、その期間内に申請者が支援金の支給申請をすることができないと認める場合は、その期間を延長することができる。

(支給決定等の通知)

第7 市長は、第5の規定による支援金の申請があった場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは長久手市被災者生活再建支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは長久手市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（様式第3号）により、申請者に速やかに通知するものとする。

(支援金の支給)

第8 申請者は、第7の規定による支給決定を受けたときは、長久手市被災者生活再建支援金請求書（様式第4号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき当該支援金を支給するものとする。

(状況報告)

第9 法が適用されなかった場合の基礎支援金及び加算支援金の支給を受けた申請者は、第5の規定による加算支援金の申請内容どおりに住宅の再建を完了したことがわかる書類を、長久手市被災者生活再建支援金再建状況報告書（様式第5号）により再建後速やかに市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第10 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (2) 第5の規定による申請内容どおりに住宅の再建を実施しなかったとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消したときは、長久手市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第6号）により被災者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第11 市長は、第10の規定により支給決定を取り消した部分について、既に支援金が支給されているときは、長久手市被災者生活再建支援金返還請求書(様式第7号)により、支援対象者にその返還を請求するものとする。

(その他)

第12 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

市に被災者生活再建支援法が適用された場合の支援金額

(1 世帯につき (単位: 万円))

区分	国が支給する被災者生活再建支援金				市が支給する被災者生活再建支援金
	基礎支援金		加算支援金		
	住宅の被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊世帯	100	建設・購入	200	200
			補修	100	
			賃借	50	
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	100
			補修	100	
			賃借	50	
	半壊				200
単数世帯	全壊世帯	75	建設・購入	150	150
			補修	75	
			賃借	37.5	
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	75
			補修	75	
			賃借	37.5	
	半壊世帯				150

(注)

- 1 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が 2 以上である被災世帯をいう。
- 2 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が 1 である被災世帯をいう。
- 3 賃借には、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅の賃借を含めない。

別表 2 (第 4 関係)

市に被災者生活再建支援法が適用されなかった場合の支援金額

(1 世帯につき (単位: 万円))

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊世帯 半壊解体・敷地被害解体 世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単数世帯	全壊世帯 半壊解体・敷地被害解体 世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75

(注)

- 1 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が 2 以上である被災世帯をいう。
- 2 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が 1 である被災世帯をいう。
- 3 加算支援金のうち、2 以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- 4 賃借には、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅の賃借を含めない。

## 公園西駅周辺地区の推定活断層

### 市内における活断層調査

2003年に国土地理院が発行した都市圏活断層図「瀬戸」(図-1参照)において、公園西駅周辺の推定活断層が公表された。公園西駅周辺土地区画整理事業の実施に伴い、事業地区内における推定活断層の位置(図-2参照)を確認する目的で調査を行った。

ボーリング調査及び浅層反射法を実施した結果、約30m幅の断層破碎帯が基盤岩(花崗岩)中に確認され、階段状に地層を変異させているものと推定された。

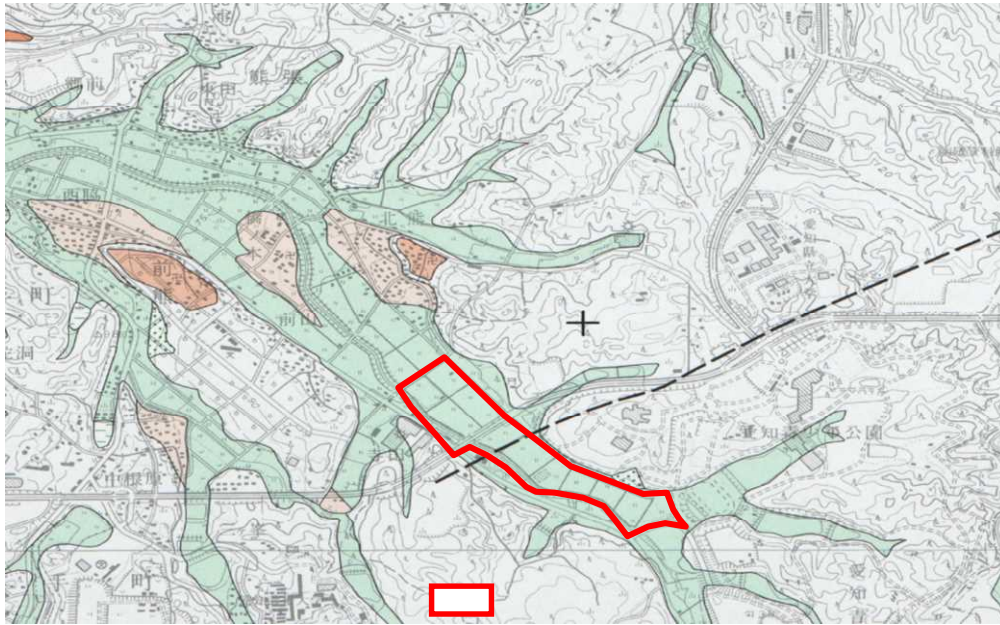


図-1 都市圏活断層図「瀬戸」2003(国土地理院 電子国土 Webより引用)

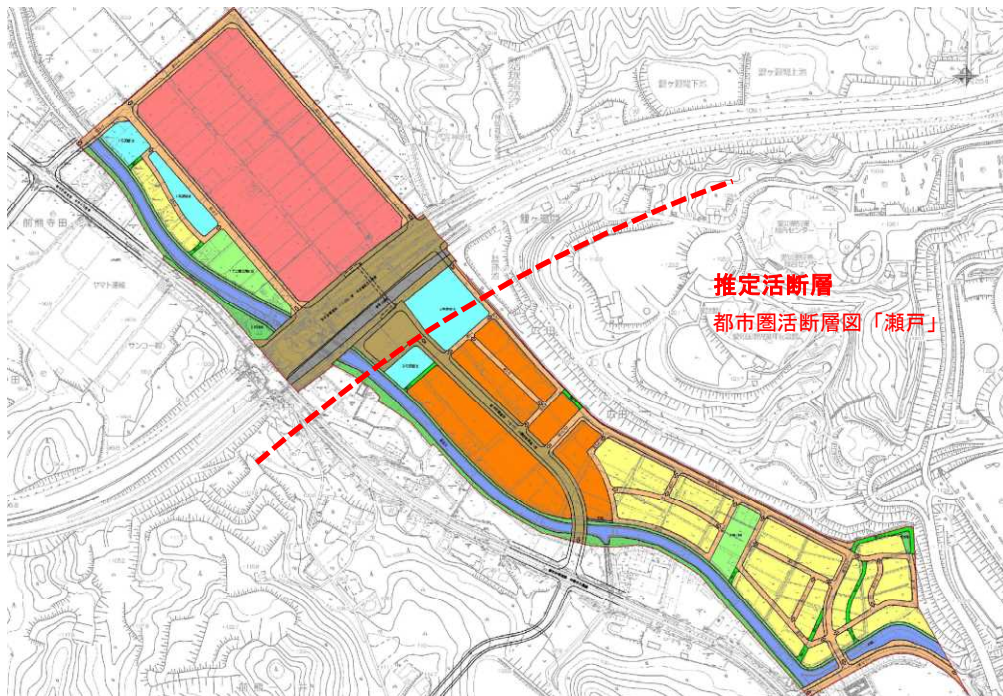
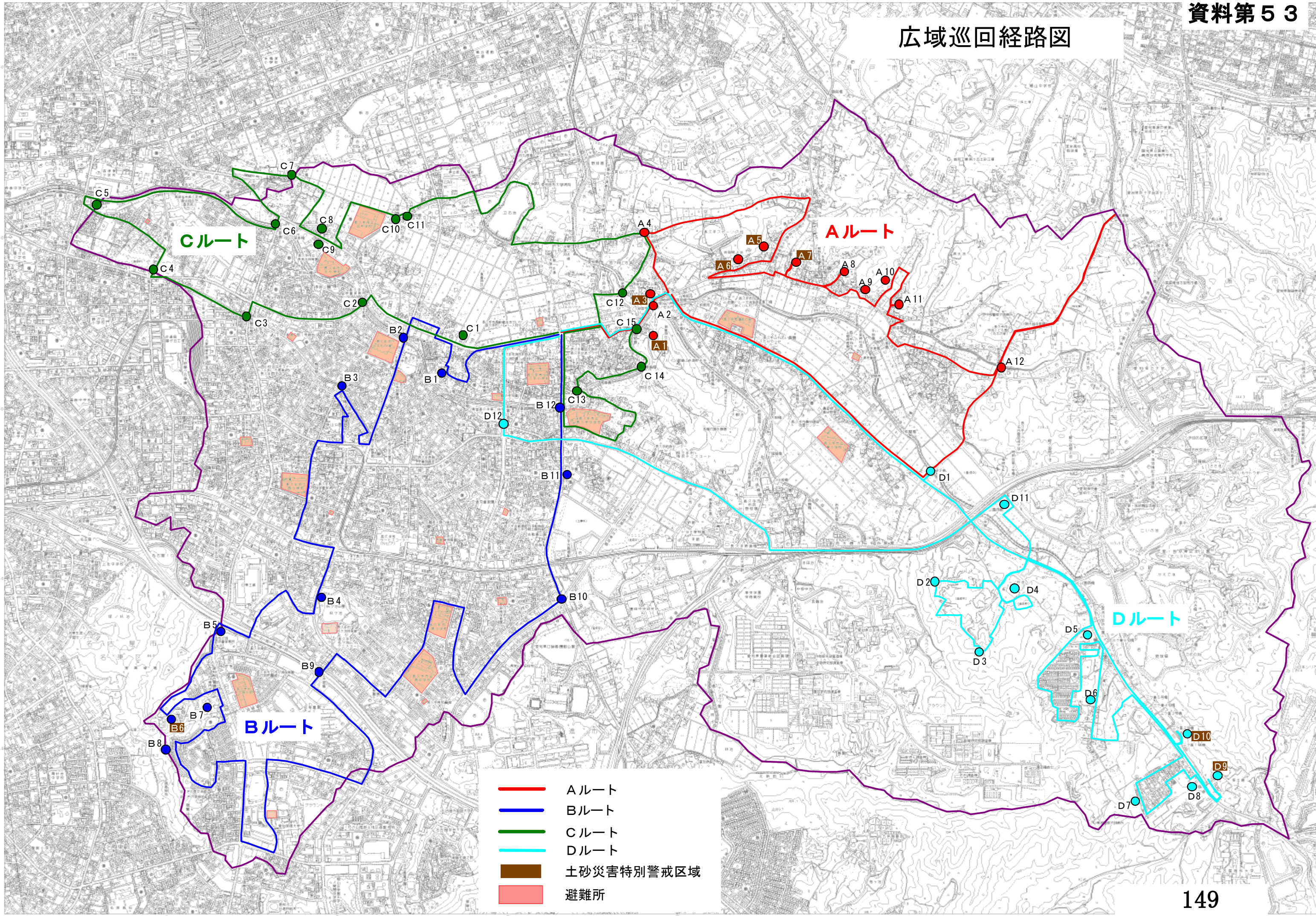


図-2 土地利用計画と推定活断層位置

# 広域巡回経路図



# 緊急輸送道路図

